日高市都市計画マスタープラン
改訂（案）

―都市計画に関する基本的な方針―

市民コメント用

日高市

目　　　次

序章　策定にあたって······························· 1

１．都市計画マスタープランとは······························1
２．都市計画マスタープランの構成···························3
３．市民意見の反映···4

第１章　都市づくりの現況と課題······················· 5

１．都市の現況···5
２．まちづくり市民会議······································15
３．アンケート結果···16
４．都市づくりに求められる課題·····························20

第２章　将来都市像··································· 21

１．まちづくりの基本理念と目標·····························21
２．「テーマ別まちづくり方針」と「施策フレーム別まちづくり方針」連関図
················23
３．まちづくりの目標と方針··································25
４．将来都市構造··28

第３章　全体構想（施策フレーム別まちづくり方針）········ 35

●施策フレーム１　『土地利用の方針』·······················35
【まちづくりの基本テーマ】
1-1　基本的な土地利用方針（ⅰ-1）························35
1-2　快適な住環境形成方針（ⅰ-2）························38
1-3　駅周辺市街地の都市機能強化（ⅰ-4）·················39
1-4　既存商業地の活性化（ⅲ-1）··························41
1-5　圏央道を活かした企業誘致の推進（ⅲ-2）············42
1-6　雇用の場の確保（ⅲ-3）·······························43
1-7　身近な農業生産場所の確保（ⅲ-4）···················44
土地利用方針図···45

●施策フレーム２　『道路・交通（公共公益施設）の方針』·······47
【まちづくりの基本テーマ】
2-1　効率的な道路空間の活用（ⅰ-3）······················47
2-2　利用しやすい公共交通・公共公益施設の確保（ⅱ-1）·······50
2-3　健康的な生活を支えるための施設整備（ⅱ-4）··········52

道路方針図……53

●施策フレーム３　『上下水道その他施設の方針』……55
【まちづくりの基本テーマ】
3-1　衛生的な生活環境づくり（ⅱ-5）……55
3-2　河川環境保全のための汚水浄化施設の充実（ⅴ-6）……56

●施策フレーム４　『水と緑との共生方針』……57
【まちづくりの基本テーマ】
4-1　豊かな自然環境の保全（ⅴ-4）……58
4-2　河川環境の保全と水辺にふれあえる環境の充実（ⅴ-3）……60
4-3　利用しやすい公園づくり（ⅴ-1）……61
4-4　街なか緑化の推進（ⅴ-2）……62
4-5　健康的な生活を支えるための施設整備（ⅱ-4）……64
4-6　低炭素都市づくりへの取り組み（ⅴ-5）……65
水と緑の方針図……67

●施策フレーム５　『まち景観の形成方針』……69
【まちづくりの基本テーマ】
5-1　自然および歴史的・文化的景観形成（ⅵ-1）……69
5-2　地域特性を生かした景観形成（ⅵ-2）……71

●施策フレーム６　『安心・安全まちづくりの方針』……72
【まちづくりの基本テーマ】
6-1　災害に備えたまちづくり（ⅱ-6）……72
6-2　防犯に配慮したまちづくり（ⅱ-7）……74

●施策フレーム７　『福祉のまちづくり方針』……75
【まちづくりの基本テーマ】
7-1　まちづくりと福祉施策の連携（ⅱ-3）……75
7-2　働きやすい環境整備（ⅱ-2）……77

●施策フレーム８　『観光によるまちづくり方針』……78
【まちづくりの基本テーマ】
8-1　自然・歴史を活かした観光魅力づくり（ⅳ-1）……78
8-2　日高市全体を満喫できる観光施設の充実（ⅳ-2）……80

第４章　地域別構想（地域別まちづくり方針）

１．区域の設定……81
２．高麗川市街地……82
３．武蔵台・横手台市街地……93
４．高萩市街地……101
５．西部地区……111
６．東部地区……123

第５章　実現化の方策

１．市民と市との協働体制の確立……133
(1) 協働による推進体制……133
(2) 市民の役割……134
(3) 事業者の役割……134
(4) 市の役割……135
２．まちづくりの重点的な施策……136
(1) ３つの主要な駅周辺市街地を中心とする集約した都市形成……136
(2) 社会情勢の変化に対応した都市計画に関する施策……138
(3) 地域資源を活かしたまちづくりの推進……139
３．都市計画マスタープランの効果的な運用……141
(1) 長期的な行財政運営の観点による計画的なまちづくりの推進……141
(2) マスタープランの進行管理……141
(3) 社会情勢等の変化に対応したマスタープランの見直し……142
(4) 国・県・関係機関等との連携強化……142

参考資料

１．都市計画マスタープランの位置づけと策定体制……143
(1) マスタープランの位置づけ……143
(2) マスタープラン策定のための体制……143
２．策定の経緯……144
３．都市計画マスタープランにおける市民参加……147
(1) 策定委員会……147
(2) まちづくり市民会議……148
(3) 都市計画審議会……150
(4) 市民・企業アンケートの実施……151
(5) ひと言意見の募集……151
(6) 市民コメントの募集……152
３－２．平成 28 年度の都市計画マスタープラン一部改訂における市民参加……154
(1) 都市計画審議会……154

(2) 市民アンケートの実施……154
(3) 市民コメントの募集……154
３－３．令和５年度の都市計画マスタープラン一部改訂における市民参加……155
(1) 都市計画審議会……155
(2) 市民アンケートの実施……155
(3) 市民コメントの募集……155
４．用語集……156

序章　策定にあたって

１．都市計画マスタープランとは

２．都市計画マスタープランの構成

３．市民意見の反映

序章　策定にあたって

１．都市計画マスタープランとは

○日高市の都市計画に関する基本的な方針」として、市の目指すべき将来都市像を定めた上で、その実現へ向けたまちづくりの考え方を明らかにするものです。

具体的に都市計画分野毎に計画がつくられます
- ・土地利用の計画（区域区分・用途地域など）
- ・道路など都市施設の計画（都市計画道路など）
- ・公園緑地、景観などの計画

その他関連事業やまちづくりの実践が進められます
- ・まちづくりのルール（地区計画・建築協定など）
- ・道路、公園、下水道などの整備
- ・市街地開発事業など

【計画策定の背景】

〈埼玉県で定める都市計画の上位計画〉

○「川越都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」（令和５年１０月改定）

〈日高市で定める総合的な上位計画〉

○「第６次総合計画」（令和３年３月策定）

計画期間：令和３年度～令和１２年度

- 前期基本計画：令和３年度～令和　７年度
- 後期基本計画：令和８年度～令和１２年度

○少子高齢化時代の到来や急激な経済情勢の変化など社会情勢の変化を踏まえたまちづくりの課題

○これからの日高市に求められる市の現状を踏まえたまちづくりの課題

【基本的な役割】

○市民（事業者・各種団体含む）・市による協働により、まちづくりの目標を策定し、共有化すること。

○地域特性を生かした快適なまちづくりを進めるために市独自の将来像を明らかにすること。

○個別都市計画等の関連性を明確化すること。

○都市計画の決定・変更の指針となること。

○協働によるまちづくりを推進すること。

【基本的な事項】

○計画対象区域
日高市市内全域

○計画策定期間　※第５次総合計画の策定期間と整合を図ります
平成 19 年度～平成 22 年度

策定のスケジュール

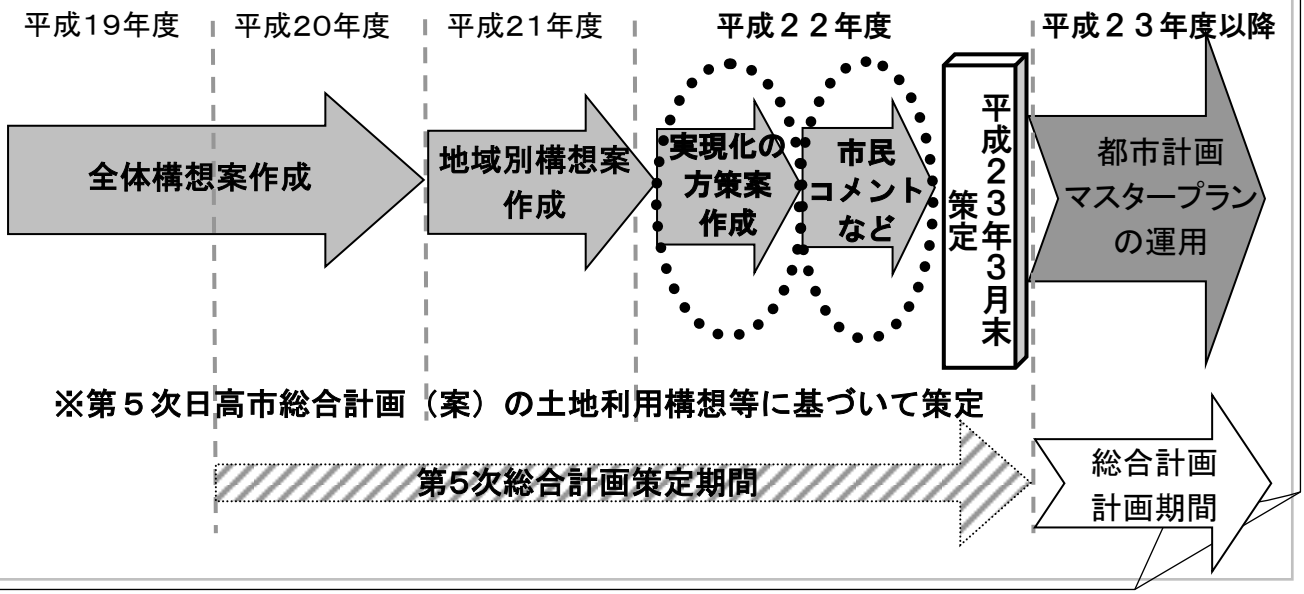

○目標年次
令和 12 年度（おおむね 20 年後の将来を想定）

※上位計画の変更や社会情勢の変化、法改正を含めた
制度の改正など、必要に応じて適宜見直しを行います。

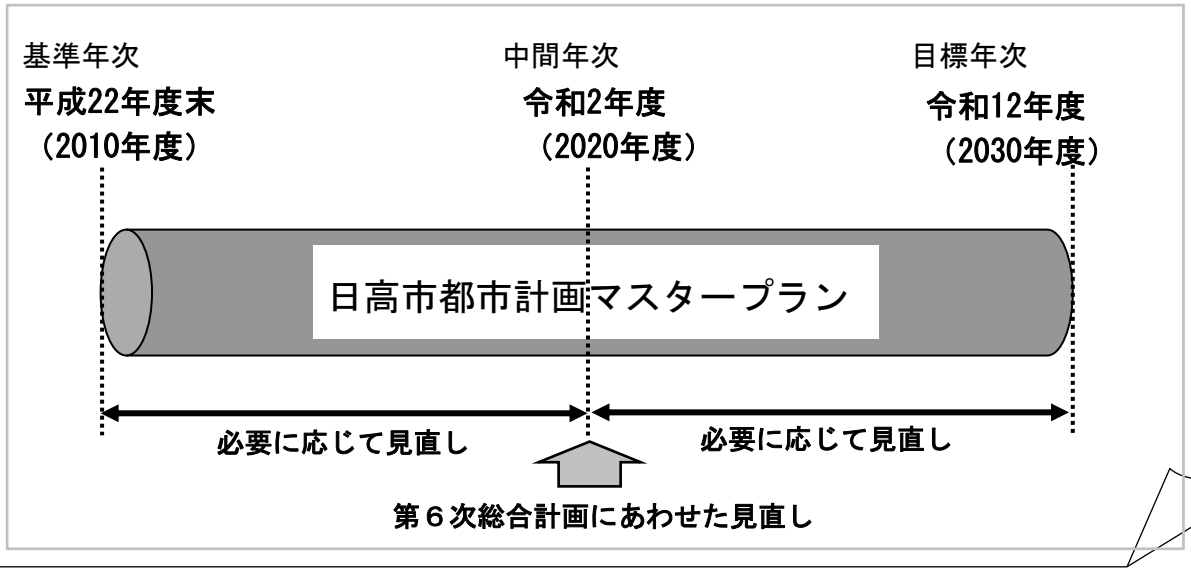

２．都市計画マスタープランの構成

４部構成に分け検討し、策定を進めていきます。主に市全体の都市づくりの方針「全体構想」と地区毎のまちづくりの方針「地域別構想」から構成されます。

【都市計画マスタープランの構成】

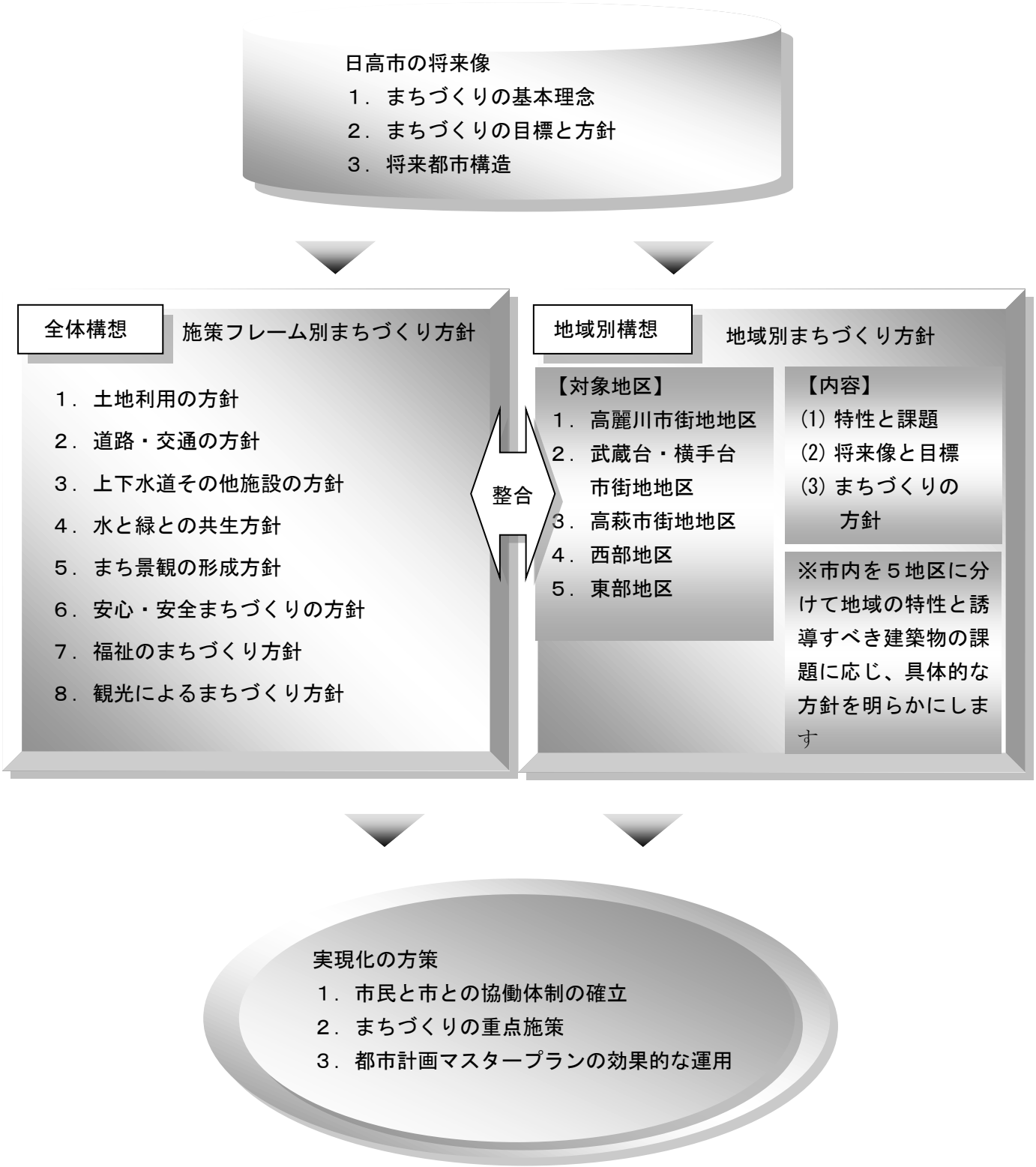

３．市民意見の反映

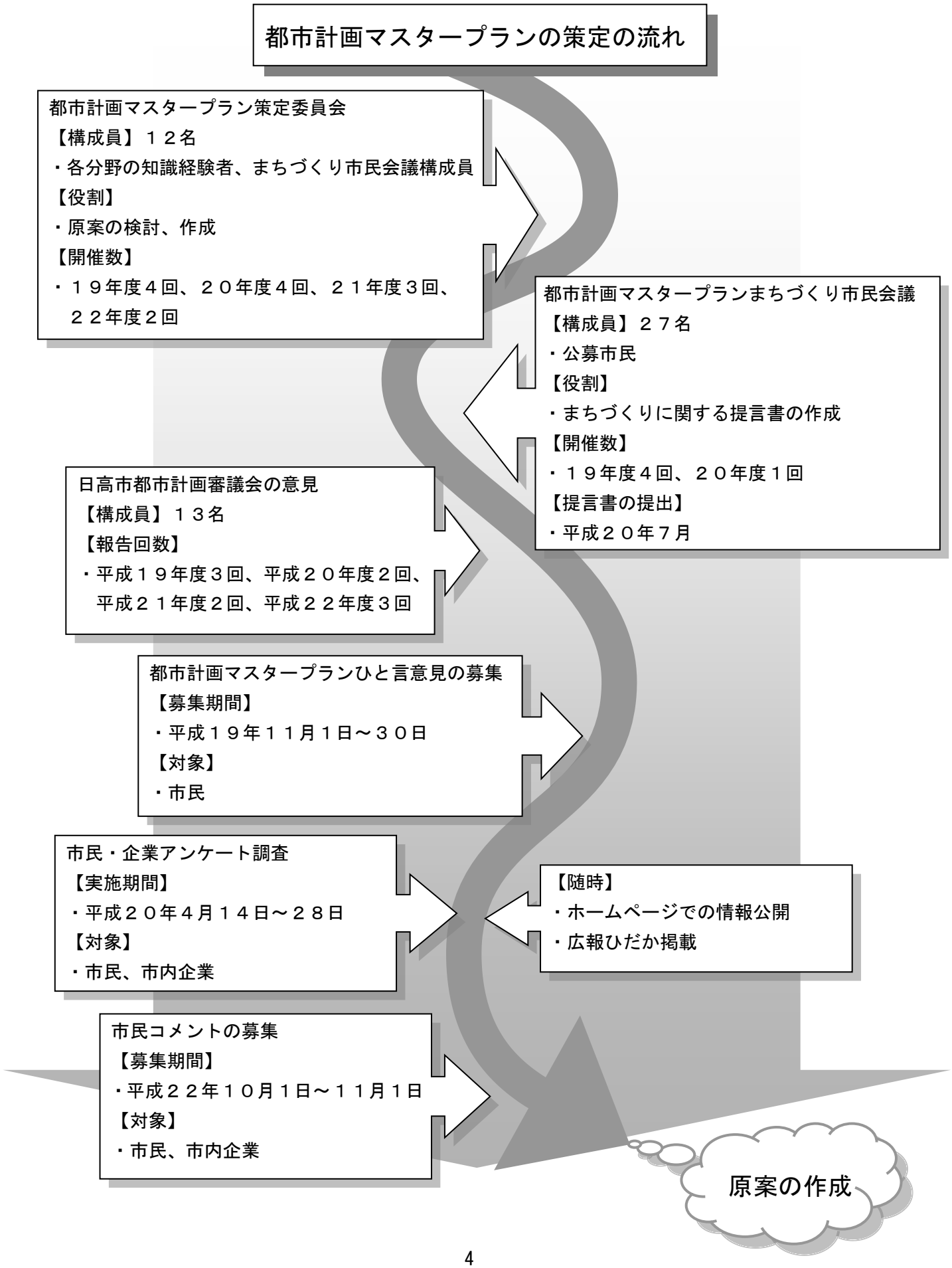
都市計画マスタープランの策定の流れ
都市計画マスタープラン策定委員会
【構成員】１２名
・各分野の知識経験者、まちづくり市民会議構成員
【役割】
・原案の検討、作成
【開催数】
・１９年度４回、２０年度４回、２１年度３回、
２２年度２回
都市計画マスタープランまちづくり市民会議
【構成員】２７名
・公募市民
【役割】
・まちづくりに関する提言書の作成
【開催数】
・１９年度４回、２０年度１回
【提言書の提出】
・平成２０年７月
日高市都市計画審議会の意見
【構成員】１３名
【報告回数】
・平成１９年度３回、平成２０年度２回、
平成２１年度２回、平成２２年度３回
都市計画マスタープランひと言意見の募集
【募集期間】
・平成１９年１１月１日～３０日
【対象】
・市民
市民・企業アンケート調査
【実施期間】
・平成２０年４月１４日～２８日
【対象】
・市民、市内企業
【随時】
・ホームページでの情報公開
・広報ひだか掲載
市民コメントの募集
【募集期間】
・平成２２年１０月１日～１１月１日
【対象】
・市民、市内企業
原案の作成

第１章　都市づくりの現況と課題

１．都市の現況

２．まちづくり市民会議

３．アンケート結果

４．都市づくりに求められる課題

第１章　都市づくりの現況と課題

１．都市の現況

（1）市の概況

①位置条件

日高市は、埼玉県南西部地域にあり、東京都心から 40 ㎞圏内に位置し、市域は東西方向約 11.1km、南北方向約 6km に及び、面積は 47.48 ｋ ㎡を有していて、約 70%が平野で占められています。

市の中央には高麗川が流れ、川越市、飯能市、狭山市、坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町の 5 市 1 町に接しています。

【本市の位置と面積】

経度	東経 139 度 20 分	
緯度	北緯 35 度 54 分	
広さ	東西　約 11.1ｋｍ	南北　約 6ｋｍ
総面積	47.48 ｋ ㎡	

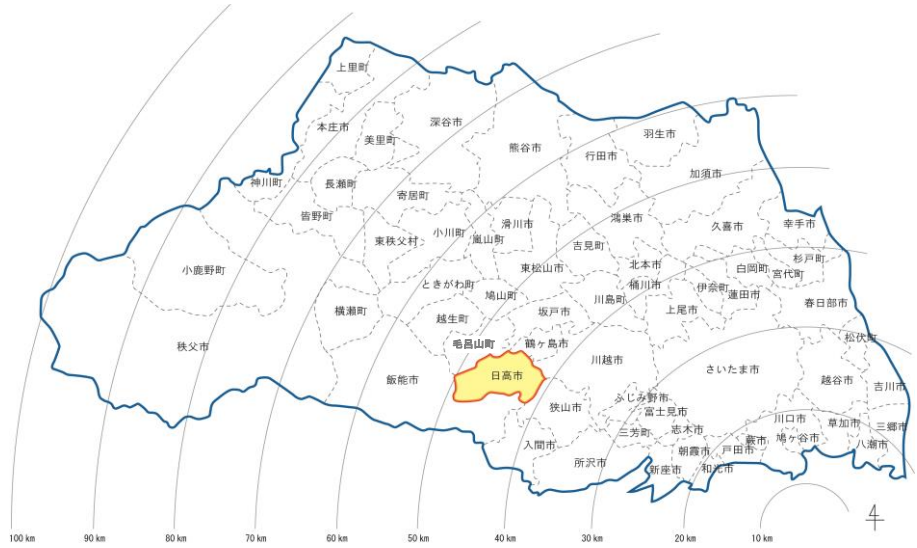

②自然条件

地勢は、秩父山地の外縁部にあたり、市西部の山地と高麗丘陵、東部の台地に大別されます。また、高麗川が西から北東に流れています。

東部はなだらかな台地で市街が広がり、西部は標高 100～300ｍの丘陵や山が連なり、県立奥武蔵自然公園に指定されています。

気候は、典型的な表日本気候で、冬のからっ風と夏の雷雨に特色があり、年間平均（令和 3 年）気温は 15.2 度と比較的温暖で生活に適した気象条件にあります。

③都市形成の沿革

本市では、昭和 41 年 12 月 28 日に行政区域の全域が川越都市計画区域に編入されました。

その後、昭和 45 年 8 月 25 日に市街化区域及び市街化調整区域の区域区分が決定された後、昭和 54 年、昭和 60 年、平成 4 年及び平成 17 年の区域区分見直しにより、現在は市街化区域　約 640ha、市街化調整区域　約 4,108ha となっています。

また、用途地域は昭和 45 年 12 月に決定された後、市街化区域の拡大に伴う用途地域の見直しや平成 7 年の新用途地域への指定替え、及び、土地区画整理事業の進捗に伴う用途地域の見直し等により、現在の用途地域は 638.4ha となっています。

(2) 人口の動向

①人口

令和 2 年の国勢調査による人口は 54,571 人であり、昭和 50 年の 32,339 人に比べると、この 45 年間に約 1.7 倍に増加しています。しかし、平成 22 年をピークに減少傾向にあります。

②世帯数

令和 2 年の国勢調査による世帯数は 22,379 世帯であり、昭和 50 年の 8,153 世帯に比べると、この 45 年間に約 2.7 倍に増加しています。また、1 世帯当りの世帯人員は、昭和 50 年の 3.97 人／世帯から令和 2 年の 2.44 人／世帯まで減少し、核家族化の進展が顕著に現れています。

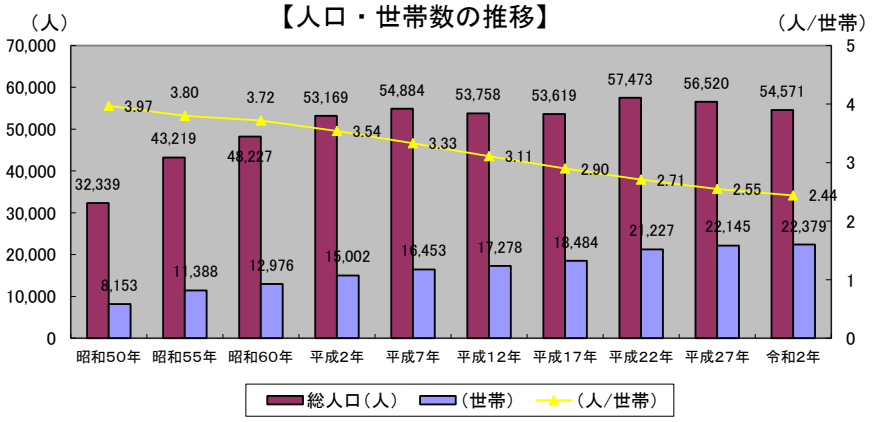

（昭和 50 年から令和 2 年までは国勢調査）

③年齢別人口

年齢三階層別人口割合の推移を見ると、年少人口は昭和 50 年以降減少傾向が続いています。一方、老年人口は増加傾向が続いており、平成 17 年以降は年少人口を上回っています。

年齢三階層別の人口構成をみると、昭和 50 年には年少人口：29.5%、生産年齢人口：64.1%、老年人口：6.4%となっていたものが、令和 2 年には年少人口：11.5%、生産年齢人口：55.0%、老年人口：32.9%へと変化し、人口における少子化傾向及び高齢化傾向が顕著となってきています。

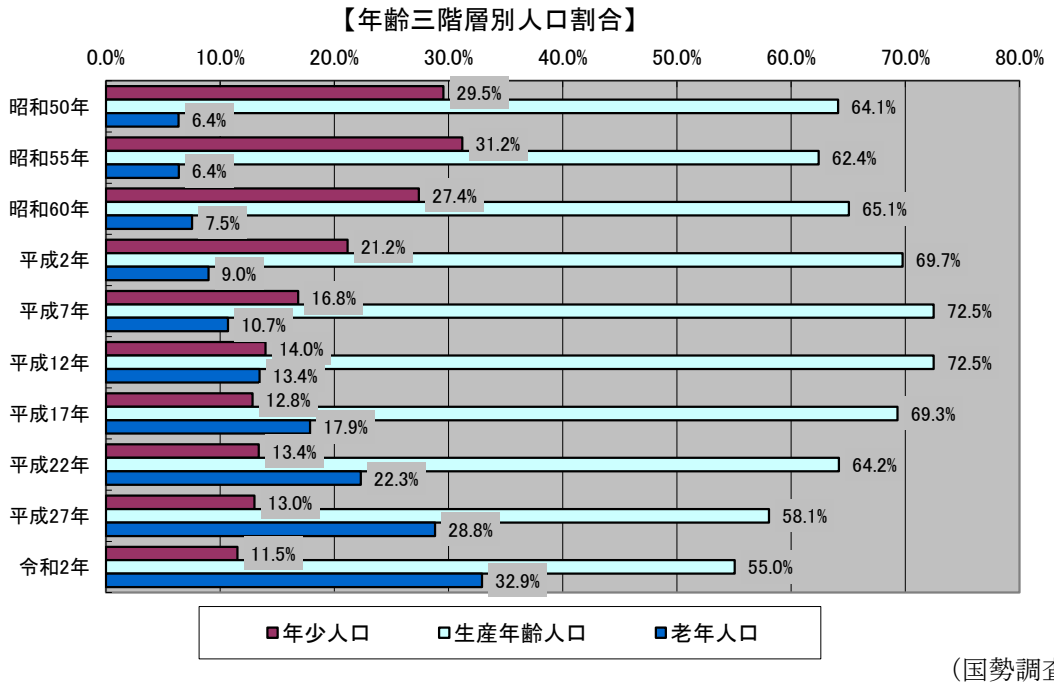

（国勢調査）

(3) 産業の動向

①就業構造

令和 2 年の就業者数は 27,131 人であり、昭和 50 年の 14,489 人に比べるとこの 45 年間に約 1.9 倍に増加しています。

産業別の推移を見ると、第 1 次産業については昭和 50 年に 2,050 人であったものが、令和 2 年には 668 人となっており、約 33%に減少している状況にあります。

一方、第 2 次産業については、昭和 50 年の 6,138 人から令和 2 年には 7,915 人と約 1.3 倍に増加しているほか、第 3 次産業については、昭和 50 年の 6,255 人から令和 2 年には 18,548 人と約 3.0 倍に大幅な増加を示しています。

このように、本市においても、第 1 次産業及び第 2 次産業の比率が弱まり、第 3 次産業の比重が高まるという傾向が顕著になってきています。

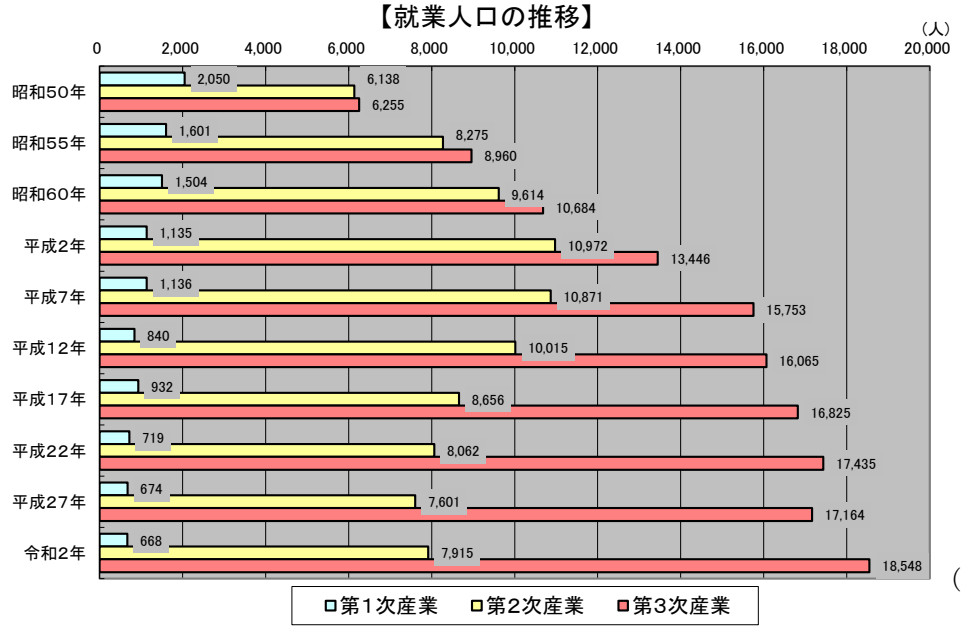

（国勢調査）

②農業

令和 2 年の農林業センサスによると、農家数は 304 戸であり、昭和 50 年の 1,813 戸に比べると、この 45 年間に 1,509 戸（約 83%）の減少となっています。

農家の内訳は、専業農家 56 戸（18.4%）に対して、兼業農家 248 戸（81.6%）と圧倒的に兼業農家が占めています。

また、農家人口についても、昭和 50 年の 9,125 人から令和 2 年の 939 人と、8,186 人（90.0%）の減少となっています。

さらに、経営耕地面積についても、昭和 50 年の 1,315ha から令和 2 年には 365ha と、45 年間に 950ha（72.2%）の減少となっています。

農家数及び経営耕地面積の減少に関する要因としては、都市化の進展、農業従事者の高齢化や後継者不足等に伴う農地の改廃等が考えられます。

【農業の推移】

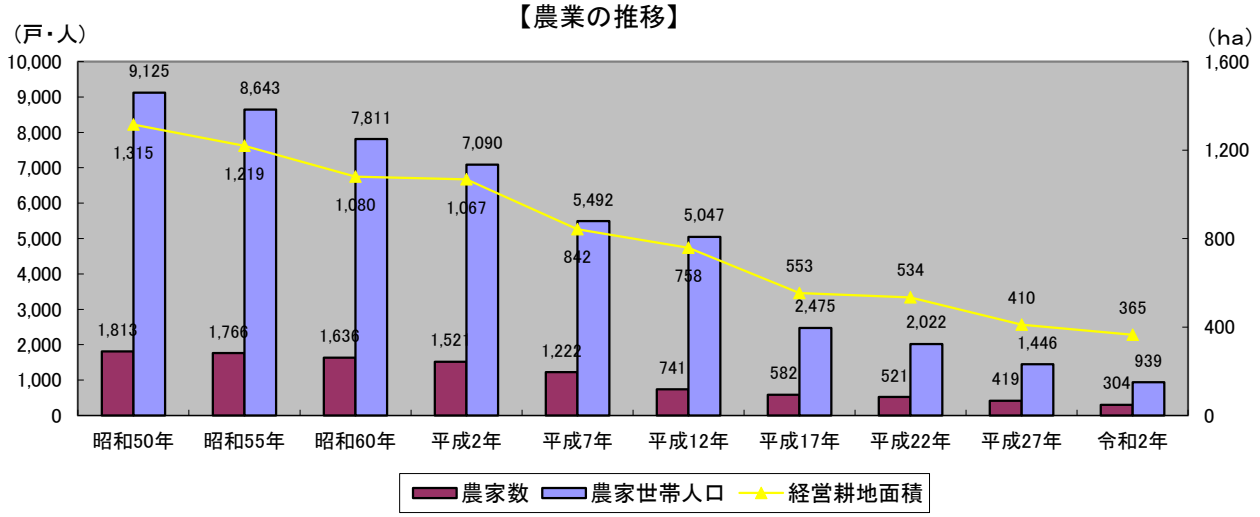

（農林業センサス）

③工業

令和 2 年の工業統計調査によると、事業所数は 141 ヶ所、従業者数は 6,277 人、製品出荷額は約 2,168 億円であり、平成元年と比べると事業所数では 41 ヶ所の減少がみられますが、従業者数は 1,178 人の増加、製造品出荷額は 937 億円の増加となっています。

しかし、統計調査結果を見る限り、経済動向を反映する形で、年次により増減を繰り返しており、均一的な傾向等は見られないものとなっています。

なお、令和 2 年の本市での 1 事業所当りの製造品出荷額は約 15.4 億円、1 従業者数当りの製造品出荷額は約 3,500 万円となっています。

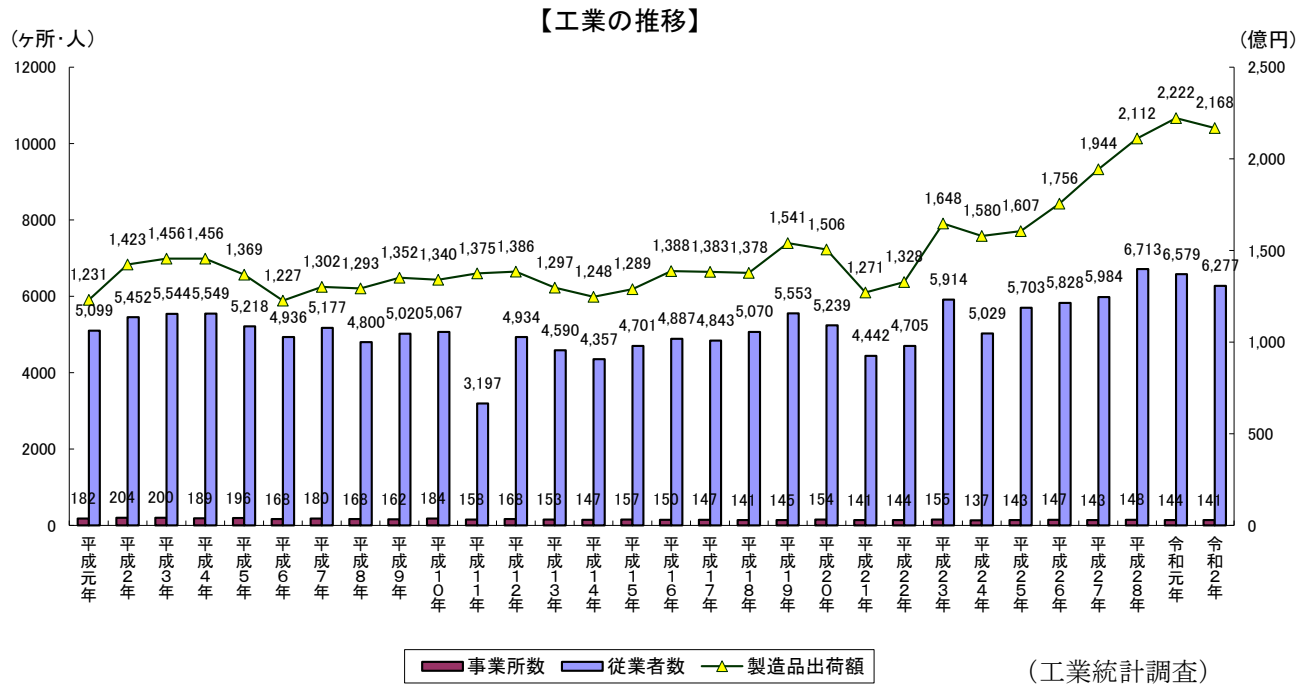

（工業統計調査）

④商業

令和３年の経済センサス－活動調査によると、商店数は 282 店、従業者数は 3,204 人、商品販売額は約 903 億円となっており、昭和 57 年と比べると商店数は 189 店（約 40.1%）の減少、従業者数は 1,564 人（約 95.4%）の増加、商品販売額は約 644 億円（約 248.3%）の増加となっています。

なお、本市での１店舗当りの商品販売額は約 3.2 億円となっており、増加傾向を示しています。また、1 従業者当りの商品販売額は、約 2,819 万円となっています。

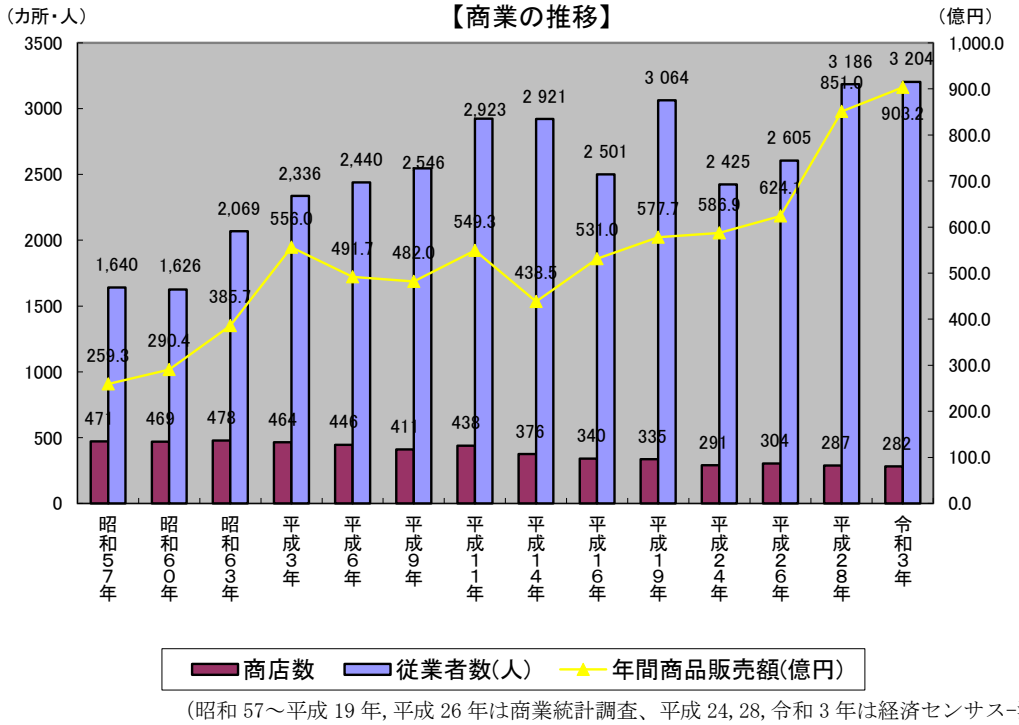

（昭和 57～平成 19 年, 平成 26 年は商業統計調査、平成 24, 28, 令和 3 年は経済センサス-活動調査）

(4) 土地利用の状況

①土地利用現況

平成 18 年から令和 2 年までの地目別土地利用状況の変化を見ると、全体的な土地利用の傾向としては、都市化等の進展に伴い農地(田、畑)が減少し、宅地が増加する傾向にあります。

【土地利用面積の推移】

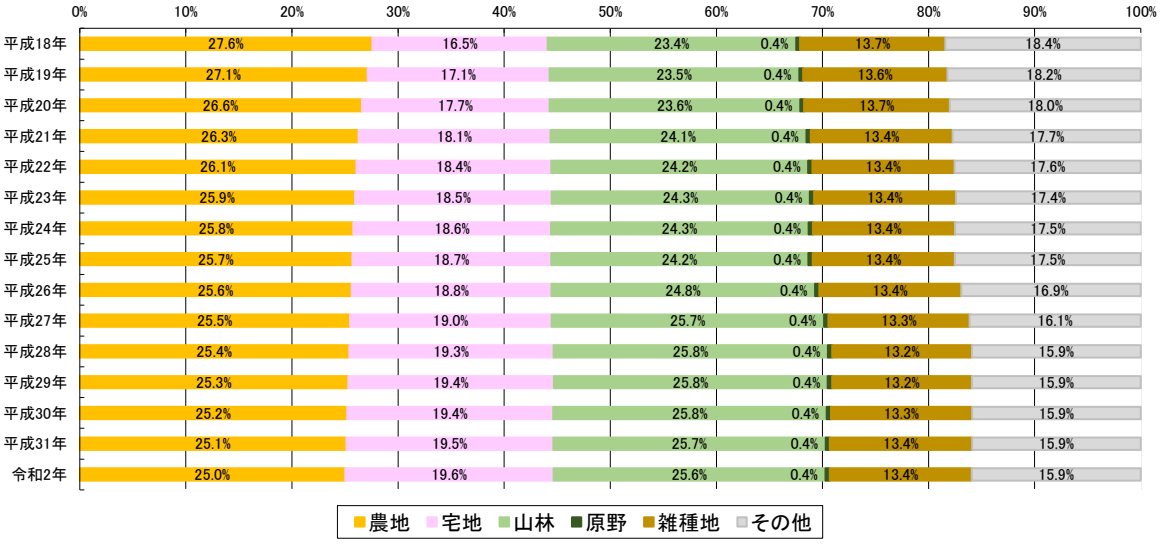

（税務課資料、各年 1 月 1 日現在）

②土地利用規制

本市は、行政区域の全域が都市計画区域(川越都市計画区域)に指定されているとともに、区域区分によって市街化区域約 640ha、市街化調整区域約 4,108ha が指定されています。

市街化区域には用途地域が指定され、住居系用途地域は約 512.4ha（80.3%）、商業系用途地域は約 17.9ha（2.8%）、工業系用途地域は約 108.1ha（16.9%）となっており、住居系用途地域が大半を占めています。

住居系用途地域においては、良好な居住環境を維持する観点から、8 地区で地区計画制度が導入されているほか、商業地域及び近隣商業地域の一部には、防火地域及び準防火地域が指定されています。

また、市街化区域内の農地等については、令和 2 年 3 月 31 日現在 81 ヶ所（約 16.87ha）において、生産緑地地区が指定されています。

住居系用途地域：512.4ha

第一種低層住居専用地域：271.3ha　　第二種低層住居専用地域：4.0ha
第一種中高層住居専用地域：88.1ha　　第二種中高層住居専用地域：27.1ha
第一種住居地域：103.8ha　　第二種住居地域：7.5ha
準住居地域：10.6ha

商業系用途地域：17.9ha

近隣商業地域：12.2ha　商業地域：5.7ha

工業系用途地域：　108.1ha

準工業地域：15.3ha　工業地域：37.0ha　工業専用地域：55.8ha

市街化調整区域については、区域の 64.7%に相当する約 2,660ha が農業振興地域に指定されています。

なお、市街化調整区域においては、平成 12 年度の都市計画法の改正などにより、平成 15 年度から住居系および工業系の用途に限定した一部区域における土地利用の規制緩和を実施しています。これは、平成 19 年度に見直しを行い、令和 2 年 4 月時点では、住居系約 95ha、工業系約 34.7ha の指定区域となっています。

③開発状況

ア）市街地開発状況

本市では、4 地区で土地区画整理事業を実施し、うち 3 地区は施行済みで 1 地区が施行中となっています。

これら 4 地区の合計面積は、約 89.5ha であり、市街化区域面積（約 640ha）の約 14%に相当するものとなっています。

【土地区画整理事業地区】

地区名	面積(ha)	事業主体	整備状況	計画人口
高麗川駅西口地区	40.3	日高市	整備済	4,030 人
武蔵高萩駅北地区	41.4	日高市	整備中	4,140 人
明婦地区	6.4	組合	整備済	570 人
寺脇地区	1.4	組合	整備済	110 人

令和 2 年 3 月 31 日現在

イ）民間宅地開発状況

【民間宅地開発地区】

地区名	年 度	面積(ha)	戸数
日高団地	S40～S46	22.3	1,000
日高台団地	S44～S48	6.2	307
東急こま川団地	S46～S57	23.3	730
公団高麗川団地	S46～S49	15.6	1,900
西武飯能日高団地	S48～H28	64.8	1,124
むさしの団地	S49～S55	3.7	149
東急こま武蔵台第１団地	S51～S55	69.6	1,907
東急こま武蔵台第２団地	S60～H5	23.5	440
高萩団地	S41～S45	16.2	750

令和 2 年 3 月 31 日現在

④農地転用状況

平成 18 年以降の農地転用状況をみると、総数としては減少傾向で推移していましたが、平成 21 年以降は 5ha 前後で推移しています。用地別にみても総数と同様の傾向で推移しています。

【農地転用状況】

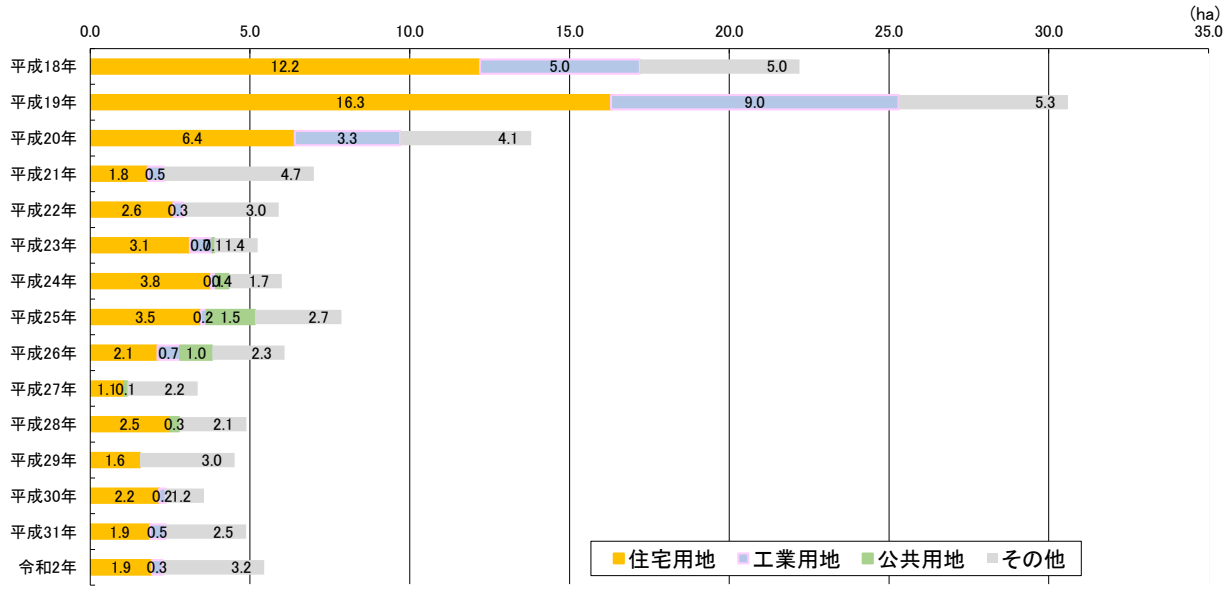

（都市計画基礎調査）

⑤新築状況

新築件数は、平成 13 から 16 年は、300 件台、平成 23 年以降は概ね 200 件台で推移しています。一方、平成 17 年から 19 年にかけては、500 件を超える状況となっています。これは、平成 15 年度から実施している市街化調整区域における住居系土地利用規制の緩和などによるものと考えられます。

【新築状況】

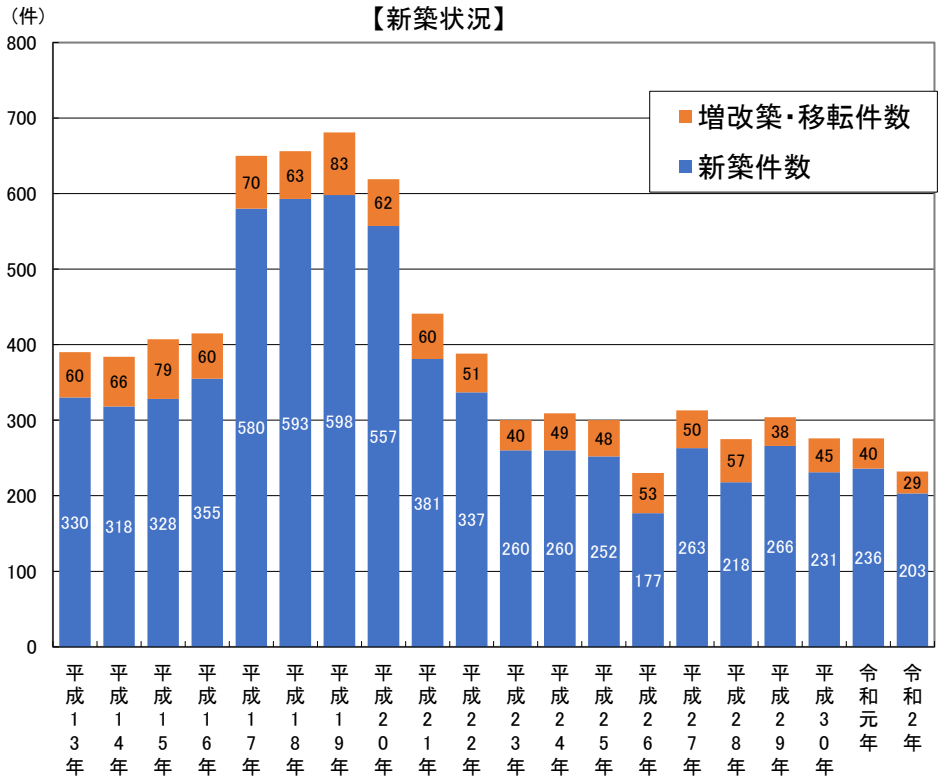

（都市計画基礎調査）

(5) 都市基盤施設の整備状況

①公共交通

国道以外の主要な道路網としては、県道川越日高線が東西方向に国道を結ぶ道路となっており、市東部に県道笠幡狭山線、市中央部に県道飯能寄居線が南北に通り、北部には県道日高川島線、南部には県道日高狭山線が通っています。

公共交通のうち鉄道については、ＪＲ川越線が市中央部より東に延びており、また、ＪＲ八高線が市中央部を南北に通っています。さらに市西部には西武鉄道池袋線が通っています。

また、バス交通については、高麗川駅、武蔵高萩駅、高麗駅を結ぶ形で、2 社 9~~8~~路線があるが、運行本数が少ないなどの利便性が低い状況にあります。

②道路整備

ア）国道・県道等

本市における広域的な幹線道路としては、首都圏中央連絡自動車道、一般国道：2 路線、主要地方道：3 路線、一般県道：4 路線が通過しています。

イ）都市計画道路

市内の都市計画道路の総延長 33.94km のうち 20.61km が整備済みであり、全体の 61%が整備されています。

【都市計画道路の整備状況】

路線番号	路線名称	幅員（m）	延長（km）	整備延長（km）	整備率（%）
1･4･1	首都圏中央連絡自動車道	20.5	4.88	4.88	100
3･4･26	高萩猿田線	16	4.4	0.6	14
3･3･27	国道 407 号バイパス線	25	3.31	1.9	57
3･4･28	鹿山田波目線	16	1.23	0	0
3･4･29	南平沢田波目線	16	0.99	0.99	100
3･5･30	鹿山南平沢線	14	0.68	0	0
3･4･31	原宿旭ヶ丘線	16	2.97	2.97	100
3･4･32	高麗川駅前通線	18	0.5	0.5	100
3･5･33	高麗川東口通線	12	0.54	0	0
3･4･34	高萩駅前通線	16	0.08	0	0
3･4･35	高萩駅北通線	18	0.63	0.59	94
3･4･36	高萩日高団地線	16	0.49	0.25	51
3･5･37	上鹿山山根線	15	4.5	4.5	100
3･5･38	上鹿山下鹿山線	13	1.15	1.15	100
3･5･41	高麗川中央通線	12	6.5	6.5	100
3･5･42	新堀通線	12	0.31	0.31	100
3･4･46	日高鶴ヶ島線	16	1.42	0.54	38
3･4･47	日高川越鶴ヶ島線	16	0.92	0.32	35
3･4･48	日高智光山線	16	3.38	0.2	6
3･4･49	別所通線	16	0.59	0.26	44
3･4･50	旭ヶ丘南通線	16	0.32	0	0
合計		―	33.94	20.61	61

令和 2 年 4 月 1 日現在

③公園・緑地整備

本市の都市公園は現在までに 74 ヶ所（街区公園：53 ヶ所、総合公園：1 ヶ所、緑道：17 ヶ所、都市緑地：2 ヶ所、特殊公園：1 ヶ所）が指定され、整備済み面積は 40.87ha となっています。

人口 1 人当たりの供用公園面積は約 6.1 ㎡／人であり、埼玉県平均約 6.2 ㎡／人に比べるとほぼ同じ整備水準にあります。

【都市計画公園等の面積】

種別	都市計画公園				都市計画決定をしていない公園等		
	公園数	主な公園名称	決定面積（ha）	整備面積（ha）	公園数	主な公園名称	整備面積（ha）
街区公園	11	昭和公園 愛宕公園　等	2.07	2.07	42	中の田公園 砂の入公園　等	5.72
総合公園	1	日高総合公園	12.60	11.07	－	－	－
緑道	－	－	－	－	17	伊用緑道 榎田緑道　等	0.83
都市緑地	－	－	－	－	2	榎田緑地 丘の上公園	9.03
特殊公園	－	－	－	－	1	巾着田曼珠沙華公園	12.15

令和 2 年 3 月 31 日現在

④上水道整備

日高市の上水道は、限りある水資源の有効利用を図りながら、増加する給水人口、給水量や今後予想される大規模な水需要に対応していくために、自己水源の確保とともに、将来における水道水の安定供給を図るため、県営水道からの受水枠の拡大及び、水道諸施設の見直しを行っています。

⑤下水道等整備

本市では、昭和 57 年に公共下水道事業計画の認可を受け、昭和 63 年に供用が開始されました。さらに、平成 4 年には特定環境保全公共下水道の供用が開始されるなど、当初から汚水管の整備に重点を置き、計画的に事業を行ってきました。しかしながら、普及率は全国平均及び県平均に達していない状況です。

【公共下水道整備状況】

	全体計画面積（ha）	都市計画決定（ha）	事業認可面積（ha）	整備済面積（ha）	整備率（%）
汚　水	933.0	819.7	819.7	550.9	67.2
雨　水	882.0	777.7	777.7	54.6	7.0

令和 2 年 3 月 31 日現在

２．まちづくり市民会議

まちづくり市民会議「まちづくり提言書」
まちづくり市民会議は、公募市民２７名で構成され、平成１９年１０月１０日から平成２０年６月１７日までに計５回の会議が行われました。会議では、ワークショップ形式でまちづくりに関する意見交換が行われました。日高市都市計画マスタープランに市民の意見として反映させるため、平成２０年７月４日に「まちづくり提言書」が市長へ提出されました。
【地区別の提言】
「高麗川市街地地区のまちづくり」の提言
●緑豊かな活気ある日高をアピールできる玄関口としたい
●安全で便利な街並みにしたい
●工業地は、周辺環境・景観に配慮したい
●引込線跡地は、地域に役立つ形で市民からアイデアを募り有効活用したい
「武蔵台・横手台地区のまちづくり」の提言
●住宅地として生活に必要な環境を維持・充実していきたい
●駅周辺を始め住宅地周辺の商業環境を良くしたい
●駅前の景観形成や観光資源の拠点として整備したい
●小学校用地を有効活用したい
「高萩市街地地区のまちづくり」の提言
●駅前の景観形成及び利便性の向上を図っていきたい
●既存商店街と住宅地が調和した良好な街並みとしたい
●安全で安心して利用できる道路を含めた公共施設を改善したい
●河川や歴史を活かした散策路整備、景観形成をしたい
「西部地区のまちづくり」の提言
●巾着田をはじめ、観光資源の活用を考えたい
●地域や観光客にやさしい道づくりをしたい
●里山や緑地、河川などの保全・活用を考えたい
●埼玉医科大学周辺を自然環境に配慮したまちづくりにしたい
「東部地区のまちづくり」の提言
●企業立地等は周辺環境に配慮し、計画的な誘導としたい
●安全・安心な居住環境を守りたい
●田園環境の保全と住宅との調和を図りたい
●里山や河川等の自然環境を保全・活用したい
【日高市全体の「まちづくり」の提言】
緑豊かな自然環境と計画的な市街地環境の調和によるまちづくりの実現を図るため、日高市に暮らす私たちは、「日高市のまちづくり」について、以下のように提言します。
土　地　利　用
●高麗川駅周辺は市の玄関口としてふさわしい環境整備を行い、賑わいある街並み形成を図る。
●良好な住環境の維持・向上を図る。
●企業立地や住宅地開発は周辺環境に配慮し、計画的な誘導を図る。
●住宅と農地が調和した土地利用の維持、農地の活用整備を図る。
道路・交通
●住宅地内の狭あい道路の改善や街灯等の防犯対策を図る。
●地域の利便向上のため、都市計画道路等を早期に整備する。
●地域の利便向上と環境に配慮するため、公共交通の充実を図る。
●観光施策とあわせた道路整備や歩道、休憩所等を整備する。
●地域の利便向上と交流を促進するため、移動交通手段の充実を図る。
●バリアフリー整備など、誰もが安全・安心な公共空間の整備を行う。
公園・緑地
●住宅地内に緑地空間の形成や引き込み線跡地の活用など、公園・緑地整備を推進する。
●日和田山を始め日高市の山林や里山、緑地の保全・活用を図る。
●公園の管理など、まちづくりに関する市民活動を推進する。
●河川沿いに市民の憩いの場、環境学習の場となる自然の河川状態を活かした整備を行う。
●小畔川を軸とし、上流から下流を有機的に結びつける。
景観・観光
●自然・歴史など豊富な観光資源を活かした環境整備の充実を図る。
●市内に広がる里山や田園地帯の維持保全を農業との共存を図りつつ進める。
●駅周辺や住宅地については、緑化を推進するなど景観形成の向上を図る。
●工業地の緑化をはじめ、周辺環境への配慮を図る。
●河川環境の維持や景観形成の向上を図る。

３．アンケート結果

本マスタープランの策定に際し、市民意向を把握することを目的としたアンケート調査を実施しました。

(1) アンケート実施概要

調査対象	一般市民 1,150 人（人口 56,000 人の約 2%） ※市内の 20 歳以上の市民から地区人口の構成(大字毎に無作為抽出)を考慮して抽出
配布・回収方法	郵送による配布、郵送による回収
調査実施期間	平成 20 年 4 月 14 日(月)～4 月 28 日(月)：15 日間
回収率	一般市民：配布数の 39.7%（456 通）

(2) アンケート結果（抜粋）

アンケート結果全般については、本マスタープラン作成のための参考とさせていただいておりますが、ここでは、「今後のまちづくりに特に必要と思われる内容」や「土地利用のあり方」の項目について掲載しました。

①今後のまちづくりの方向性について

問　あなたのお住まいの地域や市全体で、今後の「まちづくり」として特に必要と思われるものは何ですか。（２つまで選択）

【住環境】

○「4. 防犯灯の設置など防犯に配慮したまちづくり」が 76.8%と最も多く、次いで「1. 良好な住宅地としての居住環境の維持」が多い。

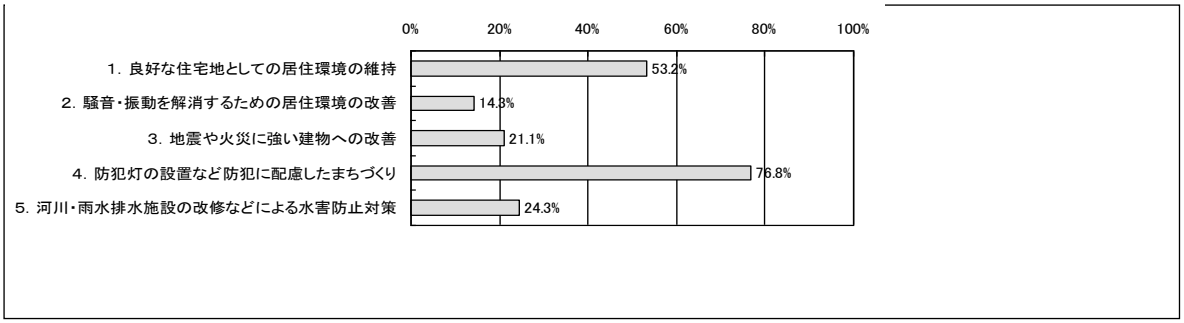

【まちの活性化】

○「3. 駅周辺を中心としたまちづくり」との回答が最も多く、次いで「1. 地域の商店街などの活性化」、「2. 市内に少ない専門店の誘致」が多い。

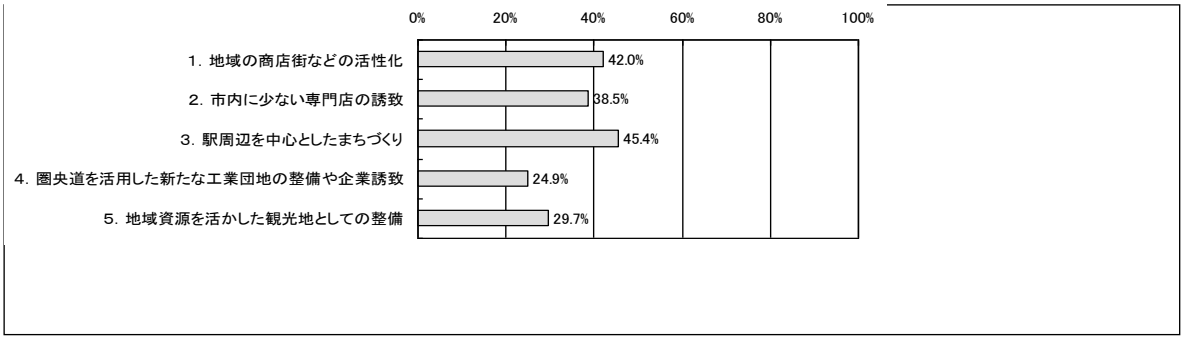

【道路･交通】

○「4. 歩行者等の安全に配慮した歩道、自転車道の整備」が最も多く、次に多かった「5. 通勤や買物で利用するバスや鉄道などの公共交通の利便性の向上」との回答も 5 割を超えている。

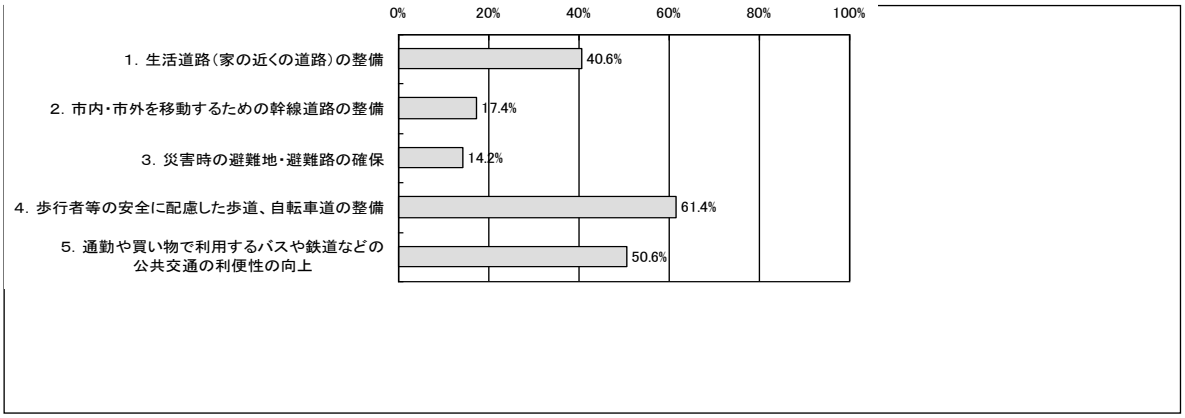

【公園･緑地】

○「3. 良好な樹林地や水辺地などの豊かな自然の保全」が全体の 6 割を超えて最も多く、次いで「1. 子供の遊び場としての公園や広場の整備」が多い。

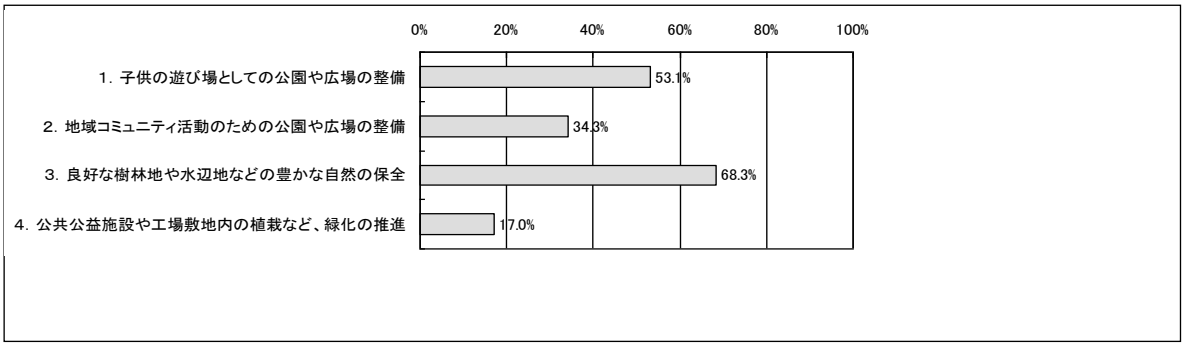

【景観】

○「2. 田や畑などによる緑豊かな景観の保全」が必要であるとの回答が最も多く、次いで「5. 屋外看板や広告物などの規制」が多い。

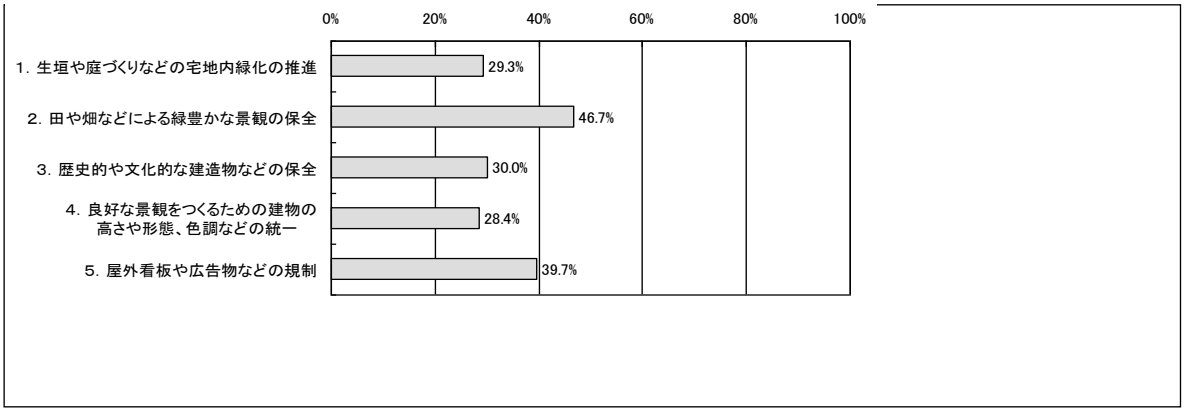

【公共施設（全体）】

○「3. 高齢者や障がい者のための福祉施設の整備」との回答が全体の６割を超えて最も多く、次いで「2. 保育所などの子育て支援施設の整備」が多い。

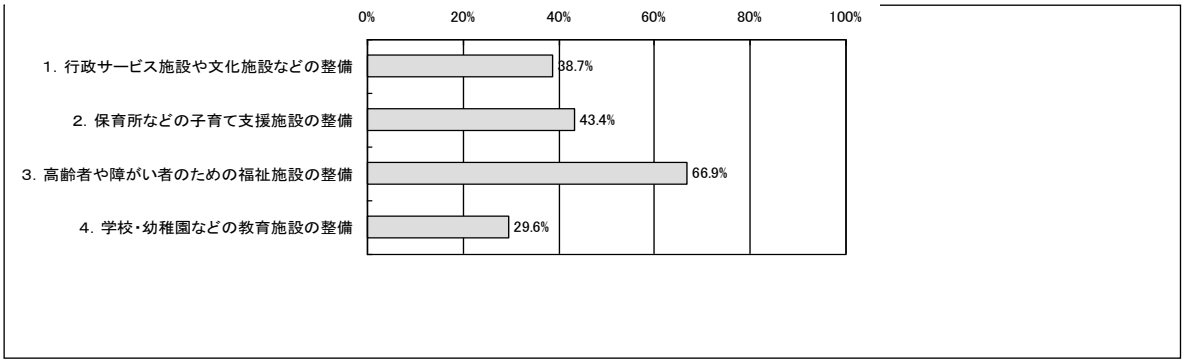

②市内産業における土地利用のあり方について

問　今後の農地のあり方について、どのように思いますか。（２つまで選択）

【農地のあり方】

○「2. 市民農園などにより、遊休農地を活用する」のがよいとの回答が、過半数を超えて最も多い。次いで、「3. 農家でなくても農業をできる制度により農地を守る」が多い。

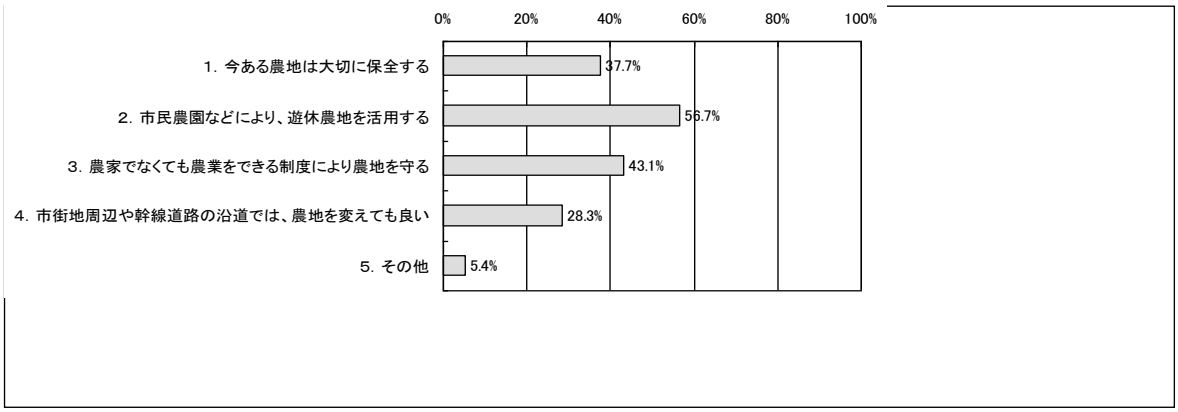

問　今後の商業地のあり方について、思いますか。（２つまで選択）

【商業地】

○「3. 食料品や日用品など、普段の買い物に便利で身近なスーパーや商店街があった方がよい」との回答が全体の 7 割を超えて最も多い。一方で、「4. 宅配サービスなどを利用するのでお店は近くになくてもよい」との回答はわずか 2.4%にとどまっている。

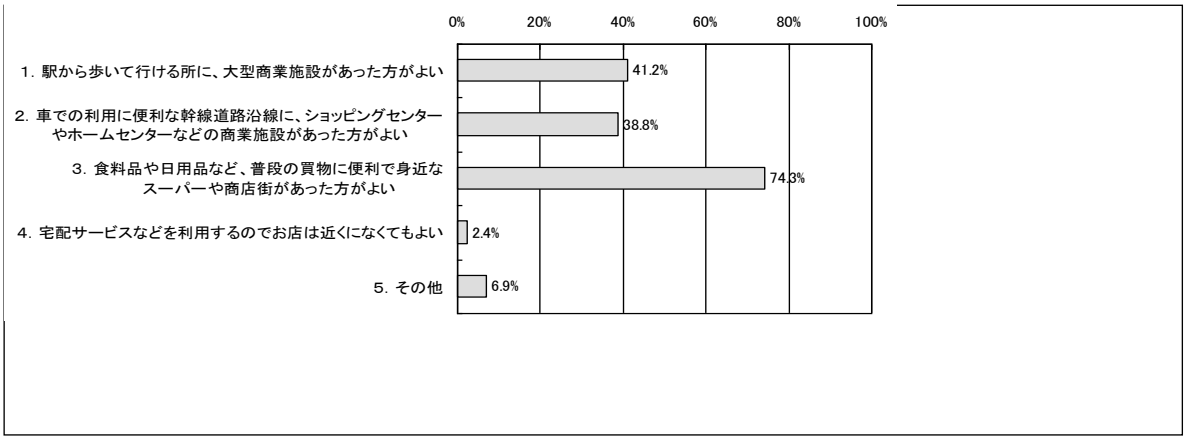

問　今後の工業地のあり方について、どのような取り組みや対策が重要だと思いますか。（２つまで選択）

【工業地】

○「2. 道路や公園、排水施設など、工業地に必要な基盤整備を進めながら、誘致する」が最も多く、次いで、「4. 敷地内緑化など周辺環境に配慮した工場側の環境対策を促進する」が多くなっている。

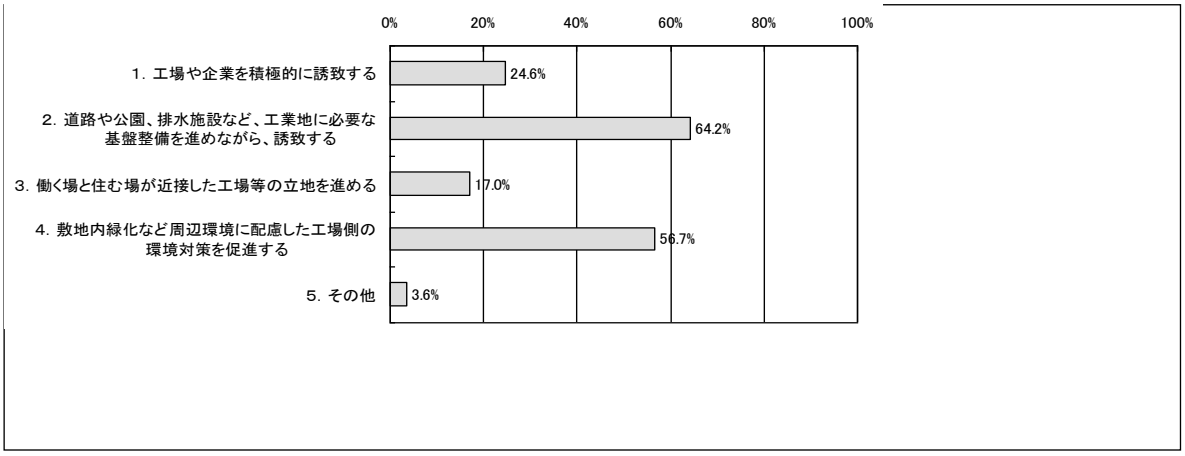

４．都市づくりに求められる課題

当市におけるこれからの都市づくりに求められる課題として、「社会情勢」「都市の現状」「基本的な都市計画」の観点から整理すると、次のとおりとなります。

【社会情勢による課題】

（課題１）人口減少時代の到来、少子高齢化社会（多様なニーズへの対応、健康づくり）
（課題２）都市構造の再編（圏央道・コンパクトシティ、中心市街地の機能確保）
（課題３）安全・安心に対する意識の高まり（災害に強い、犯罪への予防）
（課題４）公共投資余力の縮減（既存ストックの有効活用、協働のまちづくり、民間主導）
（課題５）低炭素型都市へ向けた取り組み（自然環境、景観保全、環境負荷低減）

【都市の現状による主要課題】

（課題１）駅周辺市街地を中心としたコンパクトな土地利用
（課題２）快適な住環境形成へ向けた道路ネットワークなどの生活基盤整備
（課題３）環境にやさしく生活を支える公共交通
（課題４）生活のニーズにあわせた公共公益施設整備
（課題５）誰もが安心して暮らせる居住環境づくり
（課題６）企業誘致など都市の発展を支える産業の活性化
（課題７）身近な農業生産場所の確保
（課題８）商業地の活性化によるにぎわいの創出
（課題９）豊かな地域資源による観光拠点づくり
（課題 10）水と緑、豊かな自然環境の保全と活用
（課題 11）地域特性を生かした景観形成

【基本的な都市計画に関する課題】

（課題１）区域区分の見直し
（課題２）用途地域の見直し
（課題３）地区計画の見直し
（課題４）都市計画道路の見直し
（課題５）都市施設・供給処理施設の見直し

これらの３つの大きな課題から、マスタープランの基本理念と目標を導き出しました。

第２章　将来都市像

１．まちづくりの基本理念と目標

２．「テーマ別まちづくり方針」と
　　「施策フレーム別まちづくり方針」連関図

３．まちづくりの目標と方針

４．将来都市構造

第２章　将来都市像

１．まちづくりの基本理念（市の将来像）と目標

まちづくりの基本理念（市の将来像）

『緑の恵みと活力が調和した安心快適都市　日高』

（基本的な考え方）

近年、まちづくりを取り巻く社会経済情勢は、人口減少時代の到来、少子高齢化社会の進行、安心安全への意識の高まり、低炭素都市へ向けた取り組み、都市整備に対する財政的制約など、著しく変化してきております。その中で、本市においては、駅周辺市街地を中心としたコンパクトな土地利用、誰もが安心して暮らせる居住環境づくり、圏央道を活用した企業誘致など都市の発展を支える産業の活性化、水と緑豊かな自然環境の保全と活用など、将来にわたり持続可能な安心・快適に暮らせるまちづくりを進めることが必要です。

また、「第 6 次日高市総合計画」では、令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間のまちづくりにおける将来都市像『誰もが安心して住み続けられるふれあい清流文化都市　日高』を掲げております。

こうした背景の中で、日高市都市計画マスタープランでは、「緑の恵みと活力が調和した安心快適都市　日高」をまちづくりの都市計画における基本理念と定め、実現へ向け 3 つの目標を設定します。

まちづくりの目標

目標１
「だれもが暮らしやすい安心で安全なまち」

目標２
「持続的に産業が盛んで若者が住み活気のあるまち」

目標３
「市民が誇れる水と緑と歴史のまち」

目標年次
⇒令和１２年度

２.「テーマ別まちづくり方針」と「施策フレーム別まちづくり方針」連関図《施策の大綱》

本市の２０年後のまちづくりのテーマとして、現状や課題から導き出した「テーマ別まちづくり方針」によりまちづくりの方向性を示すとともに、個別具体的な内容である「まちづくりの基本テーマ」に対応して横断的な「施策フレーム別まちづくり方針」を定め、施策・事業を展開します。

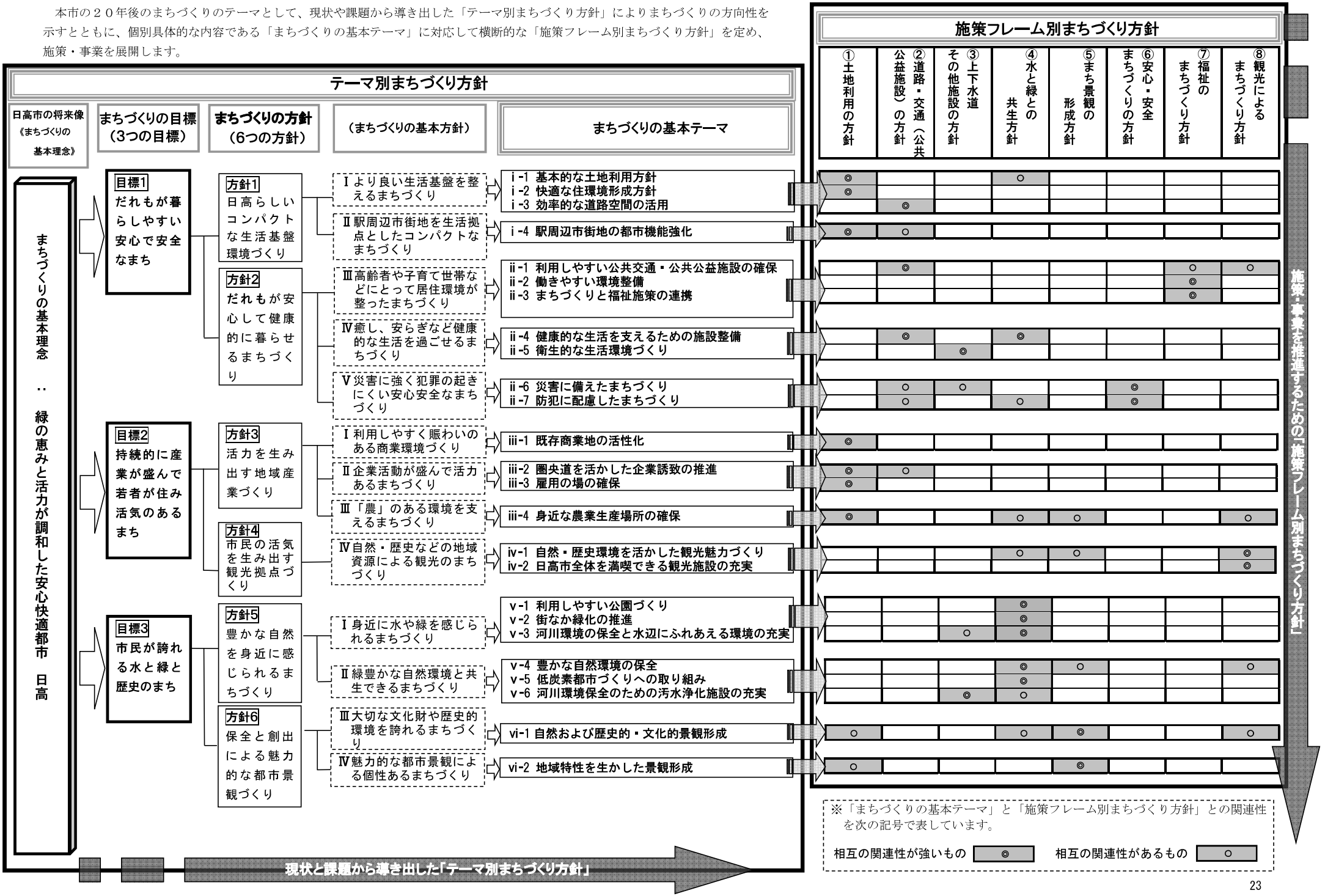

※「まちづくりの基本テーマ」と「施策フレーム別まちづくり方針」との関連性を次の記号で表しています。

相互の関連性が強いもの ◎　　相互の関連性があるもの ○

３．まちづくりの目標と方針

目標１「だれもが暮らしやすい安心で安全なまち」

次の２つの方針により、「だれもが暮らしやすい安心で安全なまち」を実現します。

方針１：日高らしいコンパクトな生活基盤環境づくり

【方針の考え方】

■日高らしさを大切にした暮らしやすい住環境の形成に向けて、駅周辺市街地を生活拠点としたコンパクトな土地利用を図ります。また、既存の道路空間の効率的活用を図りながら、快適な生活基盤を整えるまちづくりを行います。

まちづくりの基本テーマ

- ｉ-1 基本的な土地利用方針（①土地利用の方針）
- ｉ-2 快適な住環境形成方針（①土地利用の方針）
- ｉ-3 効率的な道路空間の活用（②道路・交通（公共公益施設）の方針）
- ｉ-4 駅周辺市街地の都市機能強化（①土地利用の方針）

方針２：だれもが安心して健康的に暮らせる環境づくり

【方針の考え方】

■だれもが癒し、安らぎを実感できる健康的で快適な生活を過ごすため、暮らしやすさ働きやすさなど良好な居住環境を確保しながら、災害に強く犯罪や交通災害の起きにくいまちづくりを推進します。

まちづくりの基本テーマ

- ⅱ-1 利用しやすい公共交通・公共公益施設の確保（②道路・交通（公共公益施設）の方針）
- ⅱ-2 働きやすい環境整備（⑦福祉のまちづくり方針）
- ⅱ-3 まちづくりと福祉施策の連携（⑦福祉のまちづくり方針）
- ⅱ-4 健康的な生活を支えるための施設整備（①道路・交通（公共公益施設）の方針、④水と緑の共生方針）
- ⅱ-5 衛生的な生活環境づくり（③上下水道その他の施設の方針）
- ⅱ-6 災害に備えたまちづくり（⑥安心・安全まちづくりの方針）
- ⅱ-7 防犯に配慮したまちづくり（⑥安心・安全まちづくりの方針）

目標２「持続的に産業が盛んで若者が住み活気のあるまち」

次の２つの方針により、「持続的に産業が盛んで若者が住み活気のあるまち」を実現します。

方針３：活力を生み出す地域産業づくり

【方針の考え方】

■活力のあふれる産業拠点の形成に向けて、立地特性を生かした企業誘致やにぎわいのある商業地の形成とともに、雇用の場や居住の場として若者が魅力を感じられるように、継続的な地域産業づくりを推進します。
また、身近な食糧生産の場であり、緑や景観など多面的な機能を持つ農地については、地域特性を生かしながら保全していきます。

まちづくりの基本テーマ

iii-1 既存商業地の活性化（①土地利用の方針）

iii-2 圏央道を活かした企業誘致の推進（①土地利用の方針）

iii-3 雇用の場の確保（①土地利用の方針）

iii-4 身近な農業生産場所の確保（①土地利用の方針）

方針４：市民の活気を生み出す観光拠点づくり

【方針の考え方】

■豊かな地域資源を生かした観光拠点づくりと拠点どうしを結ぶネットワークの充実により、人々の交流を促進し、地域の社会・経済の活性化を図るとともに、市民の心と身体の健康にうるおいをもたらす観光産業を目指します。

まちづくりの基本テーマ

iv-1 自然・歴史環境を活かした観光魅力づくり（⑧観光によるまちづくり方針）

iv-2 日高市全体を満喫できる観光施設の充実（⑧観光によるまちづくり方針）

目標３「市民が誇れる水と緑と歴史のまち」

次の２つの方針により、「市民が誇れる水と緑と歴史のまち」を実現します。

方針５：豊かな自然を身近に感じられる環境づくり

【方針の考え方】

■豊かな緑、清らかな河川などの自然環境を大切に守り、慈しみを持ちながら後世に継承していきます。また、市街地においても、宅地内の緑化や公園・緑地など身近に緑を感じられる環境を保全・形成していきます。

まちづくりの基本テーマ

- ｖ-1 利用しやすい公園づくり（④水と緑との共生方針）
- ｖ-2 街なか緑化の推進（④水と緑との共生方針）
- ｖ-3 河川環境の保全と水辺にふれあえる環境の充実（④水と緑との共生方針）
- ｖ-4 豊かな自然環境の保全（④水と緑との共生方針）
- ｖ-5 低炭素都市づくりへの取り組み（④水と緑との共生方針）
- ｖ-6 河川環境保全のための汚水浄化施設の充実（③上下水道その他の施設の方針）

方針６：保全と創出による魅力的な都市景観づくり

【方針の考え方】

■心豊かに感じられる美しい自然、重要な歴史資源、かおり高い文化資源を保全・育成し、市民が愛着を持ちいつまでも住み続けたいと思えるまちなみを目指して、日高らしい魅力的な都市景観を形成します。

まちづくりの基本テーマ

- ⅵ-1 自然および歴史的・文化的景観形成（⑤まち景観の形成方針）
- ⅵ-2 地域特性を生かした景観形成（⑤まち景観の形成方針）

４．将来都市構造

将来都市構造

(1) 基本的な将来都市構造のイメージ
～「拠点集約型（コンパクトな）都市構造」の構築

(2) 将来都市構造の骨格的な要素の設定

①土地利用の区分

②拠点（市街化区域（市街地）として土地利用を図るべき区域）

③ゾーン（市街化区域と市街化調整区域毎に限定した土地利用区分）

④交流軸（人の移動の流れの主たる方向となり、交流・ふれあいを生む動線）

(3) 将来都市構造図

(1) 基本的な将来都市構造のイメージ

～「計画的な拠点集約型都市構造とコンパクトな市街地」の構築

本市は、都心から 40 キロ圏内にありながら、豊かな自然を有し、都会にない魅力を持ったまちとして発展してきました。

昭和 50 年代を中心として進められてきた大規模開発による住宅団地や既存市街地内の小規模開発、また、車利用の増加を背景とした郊外の開発などにより、都市化が図られてきました。特に、鉄道駅を中心として東西方向に点在して市街地が形成されていることが本市の特徴となっています。

人口減少と高齢化に対応するため、都市基盤を整備し、官民が連携して公共交通体系の構築を行うとともに、自然を身近に感じつつ生活利便施設が集約されたコンパクトなまちづくりを進め、安心で快適な都市の形成を目指します。

(2) 将来都市構造の骨格的な要素の設定

計画的な拠点集約型都市構造の形成に向けて「土地利用の区分」、「拠点」、「ゾーン」、「交流軸」を骨格的な要素として、次のように位置づけます。

①土地利用の区分

【市街地】

概ね３つの区域に決定されている現行の市街化区域を「市街地」に位置づけ、既存の都市機能を生かしたまちづくりを展開します。また、市街化区域周辺部の一部に限り、既存市街地の機能向上のため、農業などの周辺環境に配慮しつつ計画的な市街化を誘導する地区を位置づけます。

【農地・集落地】

主に市街地周辺部に広がる平野部を「農地・集落地」に位置づけ、市街地と山林・緑地との間における土地利用の調整を図り、豊かな自然環境との共生を目指します。本区域内において、農業振興地域農用地については、優良農地の保全を図るとともに、点在する集落地については、自然環境と調和した住環境を形成します。

【山林・緑地】

本市西側山間部などの山林や、市内全域に広がる緑地を「山林・緑地」に位置づけ、貴重な自然環境の保全と活用を目指します。

②拠点（市街化区域（市街地）として土地利用を図るべき区域）

【都市機能集積拠点（高麗川市街地）】

高麗川駅を中心とした高麗川市街地を「都市機能集積拠点」に位置づけ、本市の玄関口としてふさわしい行政・商業・業務・交通などの各都市機能が集積した拠点を形成します。また、長い歴史に育まれた文化・自然環境を継承しながら、暮らしやすく魅力ある市街地を形成します。

（拠点の中で形成する核）

●商業核

・高麗川駅西駅前商業核

・高麗川駅東周辺商業核

●工業核

・高麗川市街地北部工業核

・高麗川市街地南部工業核

【生活機能集積拠点（高萩市街地）】

武蔵高萩駅を中心とした高萩市街地を「生活機能集積拠点」に位置づけます。駅前や住宅地内に形成されてきた商店街や行政機能などの生活に必要な都市機能を中心として、産業活動の盛んな東部地域における拠点機能などを含め、多様な地域活動を支える市街地を形成します。

（拠点の中で形成する核）

●商業核

・武蔵高萩駅南駅前商業核

・武蔵高萩駅北駅前商業核

・日高団地中央通り商業核

・高萩市街地北部商業核

【地域生活拠点（武蔵台・横手台市街地）】

高麗駅西側に広がる武蔵台・横手台市街地を「地域生活拠点」に位置づけます。駅西側周辺の商業機能や高麗駅の観光拠点機能などの都市機能を生かしながら、生活の利便性の向上を図るとともに、地域における人・文化の交流拠点として多様な地域活動を支える市街地を形成します。

（拠点の中で形成する核）

●商業核

・高麗駅西周辺商業核

③ゾーン（市街化区域と市街化調整区域毎に限定した土地利用区分）

【産業・工業系ゾーン（高麗川市街地周辺地区、高萩北部地区、高萩南部地区）】

市街地隣接地や２つの圏央道インターチェンジ（圏央鶴ヶ島Ｉ．Ｃ、狭山日高Ｉ．Ｃ）周辺など開発のポテンシャルの高い地区を「産業・工業系ゾーン」に位置づけ、都市機能の向上と周辺環境への配慮が可能となる産業に限定し、工業・商業・流通業務機能などを備えた工業地を形成します。

【文教医療系ゾーン（埼玉医科大学日高キャンパス周辺地区）】

近年開発された埼玉医科大学日高キャンパスを中心とする地区を「文教医療系ゾーン」に位置づけ、文教と医療の都市機能を高めます。

【文教系ゾーン（埼玉女子短期大学周辺地区）】

近年開発された埼玉女子短期大学を中心とする地区を「文教系ゾーン」に位置づけ、文教の都市機能を高めます。

【水と緑のふれあい交流ゾーン（巾着田・日和田山周辺地区）】

巾着田・日和田山周辺地区を「水と緑のふれあい交流ゾーン」に位置づけ、市民をはじめとする観光客などの憩いの場として、高麗川の水辺や四季折々の草花などの自然環境、手軽なハイキングコースなど、市を代表する魅力ある自然とのふれあい空間を形成します。

【歴史・文化ふれあい交流ゾーン（高麗神社・聖天院周辺地区、日光街道杉並木）】

高麗神社・聖天院周辺地区、日光街道杉並木地区を「歴史・文化ふれあい交流ゾーン」に位置づけ、継承されてきた歴史的文化財を保全するとともに、多くの人が歴史にふれあえる環境を整えます。

④交流軸（人の移動の流れの主たる方向となり、交流・ふれあいを生む動線）

【広域交流軸（国道４０７号、国道２９９号）】

市内を通過する国道２路線を「広域交流軸」に位置づけ、広域的な交通施設の利便性を高め、地域や圏域を越えた広域交流の活性化に寄与する交通体系を形成します。

【都市間交流軸（県道飯能寄居線、県道川越日高線）】

県道飯能寄居線および同川越日高線を「都市間交流軸」に位置づけ、様々な社会経済活動を支え、近隣都市との円滑な交流を図るための重要な路線として整備を促進します。

【拠点市街地交流軸（県道川越日高線）】

東西方向に走る県道川越日高線を「拠点市街地交流軸」に位置づけ、３つの拠点市街地を密接に連携し、日常生活の利便性を高める路線として整備を促進します。

【ふれあい交流軸（高麗川駅～高麗神社・聖天院～巾着田・日和田山～高麗駅）】

豊かな自然や高句麗の歴史風土などとのふれあいを求め、多くの観光客が訪れる「歴史・文化ふれあい交流ゾーン」や「水と緑のふれあい交流ゾーン」を回遊するための交流軸を「ふれあい交流軸」に位置づけ、観光施策と連携した整備を行います。

将来都市構造図

※将来の都市の姿を概念図として示したもの

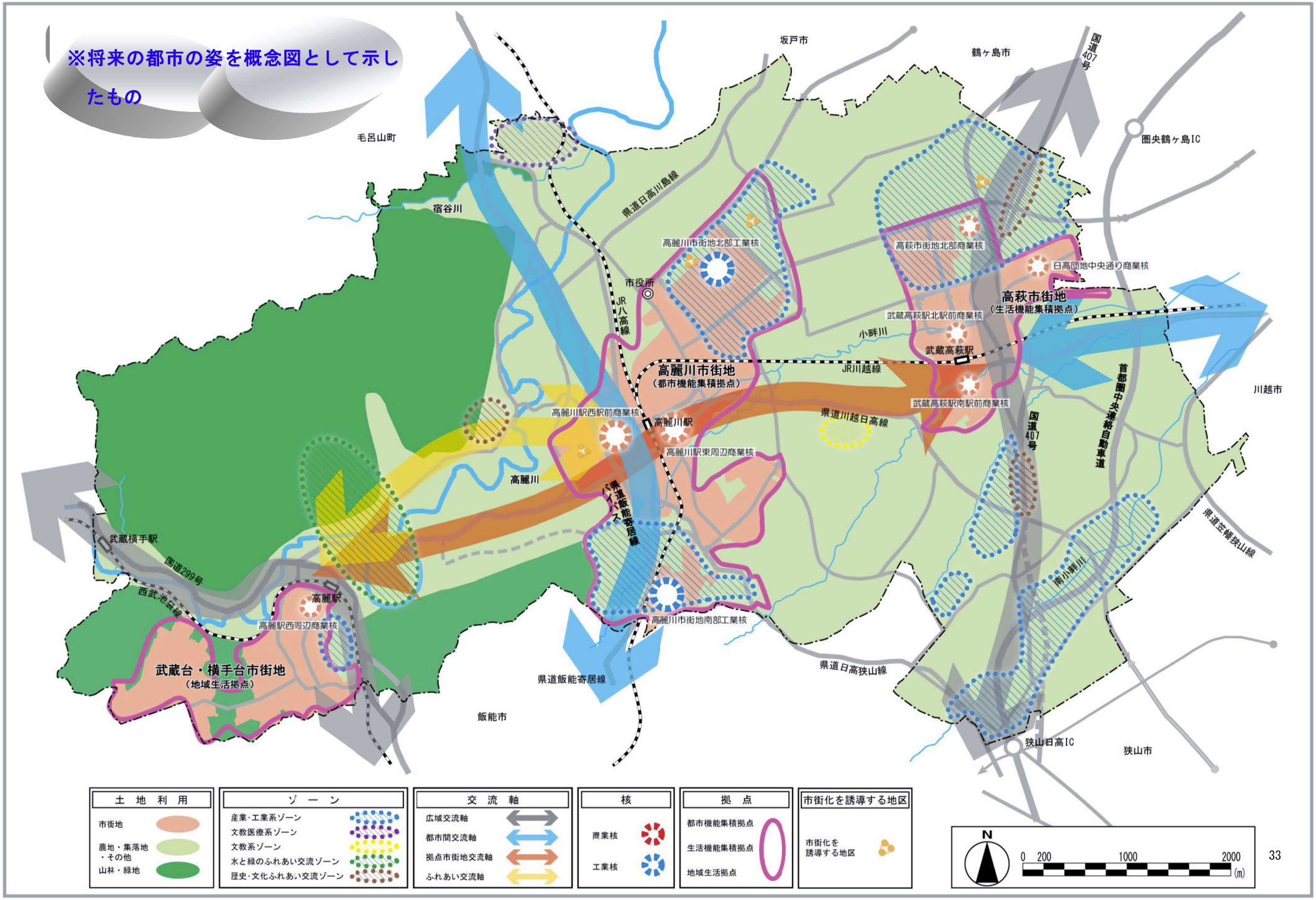

第３章　全体構想（施策フレーム別まちづくり方針）

都市計画によるまちづくりを効率的に進め、将来都市像を実現するために、分野別（施策フレーム別）のまちづくり方針を定めます。

施策フレーム１　『土地利用の方針』

施策フレーム２　『道路・交通（公共公益施設）の方針』

施策フレーム３　『上下水道その他施設の方針』

施策フレーム４　『水と緑との共生方針』

施策フレーム５　『まち景観の形成方針』

施策フレーム６　『安心・安全まちづくりの方針』

施策フレーム７　『福祉のまちづくり方針』

施策フレーム８　『観光によるまちづくり方針』

第３章　全体構想（施策フレーム別まちづくり方針）

施策フレーム１　『土地利用の方針』

限りある土地を大切に活用することは、潤いある自然環境を守り、快適な市民生活や活力ある産業活動を形成するうえで欠くことのできない根幹的な要素です。ここでは、豊かな自然と都市機能が調和した都市の実現に向けて、地域特性に配慮した計画的で魅力のある土地利用をはかるため、次の７つの基本テーマにより方針を定め、施策・事業を進めていきます。

【まちづくりの基本テーマ】

- **１－１　基本的な土地利用方針（ⅰ-１）**
- **１－２　快適な住環境形成方針（ⅰ-２）**
- **１－３　駅周辺市街地の都市機能強化（ⅰ-４）**
- **１－４　既存商業地の活性化（ⅲ-１）**
- **１－５　圏央道を活かした企業誘致の推進（ⅲ-２）**
- **１－６　雇用の場の確保（ⅲ-３）**
- **１－７　身近な農業生産場所の確保（ⅲ-４）**

※まちづくりの基本テーマの右側に記載している記号（例（ⅰ-１））は、まちづくりの方針（P.23～25）に対応する箇所を示しています。

基本テーマ１－１　基本的な土地利用方針

方針の考え方

■拠点集約型都市構造による街なか居住の推進

少子高齢化社会の進展による人口減少時代においては、駅周辺などの市街地に公共施設や病院、商店などの都市機能が計画的に集約された利便性の高い生活拠点の形成が求められています。そのため、これまで拡散傾向にあった都市構造から集約型の都市構造へと転換を図るとともに、計画的かつ良好な市街地の形成による街なか居住を推進します。

■自然環境の保全

市のシンボルである日和田山や観光客でにぎわう巾着田、清らかなせせらぎである高麗川などの豊かな自然は、市民にとってかけがえのない財産です。これらは、魅力ある自然景観や観光資源となっていることから、いつまでも後世に継承できるように自然環境を保全していきます。

■「自然環境との共生」を目指した計画的な土地利用

快適な住環境形成のため、恵まれた自然と身近にふれあえる「自然環境との共生」を目指し、秩序あるまちづくりを推進します。

■圏央道を活かした産業の活性化

就業機会を増やし、若者に魅力ある都市を形成するため、圏央道の整備効果を活かした企業誘致の推進に向けて土地利用を進めます。

また、既存企業の支援を積極的に推進することで産業全体の活性化を促進します。

ゾーン別の土地利用方針

◇住居系地域（市街化区域）

・低層住宅地では、低層の戸建住宅と共同住宅とが調和した良好な住環境を保全します。
・中高層住宅地では、戸建住宅と中高層の共同住宅などとが調和した良好な住環境を保全します。

◇住居系地域（市街化調整区域）

・市街化調整区域内においては、ミニ開発による虫食い状の開発や行き止まり道路の形成を防止し、周辺環境と調和した低層住宅地としての土地利用を誘導します。
・既存住宅団地については、周辺環境と調和した良好な低層住宅地としての土地利用を誘導します。
・埼玉医科大学日高キャンパス周辺地区および埼玉女子短期大学周辺地区については、関連施設の立地を誘導し、文教および医療の都市機能を高めます。

◇商業系地域（市街化区域）

・商業・サービスその他の業務などの用途が立地する複合的な土地利用を誘導します。

◇工業系地域（市街化区域・市街化調整区域）

・都市における重要な経済活動拠点である工業系の土地利用については、既存の生産機能に加え、流通機能、研究開発機能などの集積を適切に誘導します。
・市街化調整区域内では、圏央道狭山日高インターチェンジに近接した区域や市街化区域の工業系地域に隣接した区域に限定して、周辺の住宅や自然環境に配慮した生産機能、流通機能などの土地利用を誘導します。

圏央道狭山日高インターチェンジ入口

◇産業系新市街地地域（市街化調整区域）

・圏央鶴ヶ島インターチェンジに近接する高萩北部周辺地区については、周辺の住宅や自然環境に配慮した生産機能、流通機能、研究開発機能、商業機能などの多機能複合型の土地利用を誘導します。

◇農業系地域（市街化調整区域）

・食料生産場所の確保や田畑が広がる風景・自然環境の保全など農地の多面的な利用の観点から優良農地の保全を図ります。

◇農地・集落共生地域（市街化調整区域）

・高麗川市街地および高萩市街地に挟まれた区域については、農地と調和のとれた良好な集落地を形成します。

高萩地内の集落

◇自然・集落共生地域（市街化調整区域）

・市西部の集落地域については、歴史的・文化的資源や豊かな自然などの周辺環境と共存・調和した良好な集落地を形成します。

横手地内の集落

◇森林保全地域（市街化調整区域）

・県立奥武蔵自然公園として指定されている西部に連なる山々などの森林は、市民にとって大切な自然環境であるため、保全を図ります。

基本テーマ１－２　快適な住環境形成方針（住宅系土地利用方針）

方針の考え方

■拠点市街地中心部の住宅地

居住誘導区域においては、商業施設等の都市機能と調和し、共同住宅などの立地を誘導しながら利便性の高い街なか居住を推進します。

■ゆとりある住宅地の形成

市街地縁辺部の住宅地においては、市街化調整区域における自然環境に近接することから、周辺環境と調和し、ゆとりの感じられる戸建住宅を中心とした住宅地の形成を図ります。

高麗川駅西口土地区画整理事業地内の住宅地

方針

①土地区画整理区域内などにおける土地の有効活用

◆土地区画整理事業区域や市街化区域の住宅地として利便性の高い地域の低・未利用地については、用途地域の見直しや地区計画制度の活用などにより、建築を誘導し、まとまりのある住宅地の形成を誘導します。

②地区計画制度などの活用による良好な住環境の保全

◆整然とした街なみが形成されている低層住宅地においては、地区計画など市民が独自に作成する街なみづくりのルールにより、良好な住環境を保全します。

③整備が遅れている市街地における都市基盤整備

◆狭あい道路や築後年数が長期に渡る住宅が多く、防災面など緊急時に不安な要素のある住宅地については、小規模な土地区画整理事業などの面整備手法も活用しながら、道路整備などの必要な基盤整備を推進します。

◆地区計画制度などの街なみづくりのルールにより、安全で快適に住み続けられる環境を確保します。

④市街化調整区域における住環境の保全

◆市街化調整区域内については、開発許可制度の適切な運用や地区計画制度などにより周辺環境と調和した集落地の保全を図ります。

《市民の声》

★まちづくり市民会議提言

〇良好な住環境の維持・向上を図る。
〇企業立地や住宅地開発は周辺環境に配慮し、計画的な誘導を図る。
〇住宅と農地が調和した土地利用の維持、農地の活用整備を図る。

★市民アンケート意見

〇住宅地の生活環境保全　〇宅地・農地・工業地の住み分け
〇調整区域の住宅開発許可は下水が心配　〇緑豊かな自然環境を壊さないまちづくり

基本テーマ１－３　駅周辺市街地の都市機能強化

方針の考え方

■３つの市街地の中心である高麗川駅周辺や武蔵高萩駅および高麗駅周辺では、本市の玄関口にふさわしい自然や歴史を感じられる駅周辺市街地を形成し、暮らしやすさの充実に向けて都市機能の強化を図ります。

■都市機能の充実という観点から、通りを歩きやすい、車が走りやすい、商店や銀行・郵便局･病院などの公共公益施設に近いなど、暮らしやすい魅力あるまちを目指して、土地利用を誘導し、各拠点市街地への街なか居住を推進します。

高麗川駅西口駅前広場

方針

①駅周辺市街地の整備推進

◆各拠点市街地の中心に位置する３駅（高麗川、武蔵高萩、高麗）が本市の玄関口としてふさわしい中心市街地を目指して、整備されている既存ストック施設を最大限効率的に活用して都市機能の強化を図ります。

（高麗川駅周辺の将来イメージ）

（高麗駅周辺の将来イメージ）

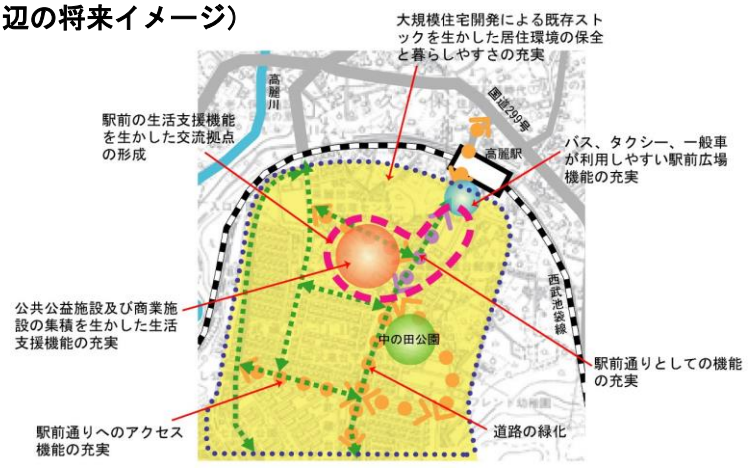

（武蔵高萩駅周辺のイメージ）

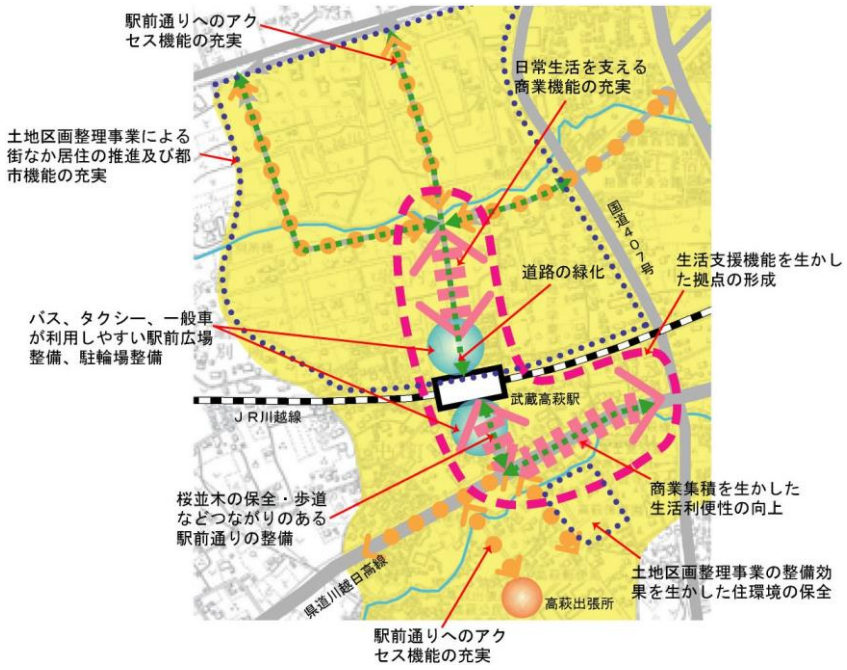

②駅橋上化とバリアフリー化

◆高麗川駅については、駅利用者の利便性向上および駅東西の一体的なまちづくりのため、駅舎の橋上化・自由通路の整備・東口の開設を推進します。また、市内各駅の駅舎については、誰もが利用しやすい駅を目指して、駅周辺道路やトイレなどの公共施設を含め、バリアフリーに対応した環境づくりを行います。

③来訪者の増加策

◆日高の魅力を知っていただくことが、市への来訪者の増加につながります。そのため、鉄道やバス事業者と連携を図りながら、日常生活や観光利用における市内各駅の拠点機能の充実に取り組みます。また、市内の大学や企業の送迎バスの発着場所の充実に努めます。

《市民の声》

★まちづくり市民会議提言

○高麗川駅周辺は市の玄関口としてふさわしい環境整備を行い、賑わいある街並み形成を図る

★市民アンケート意見

○駅前空地の有効活用（土地・施設の流動化）

○駅周辺の活性化　○市街化区域、特に高麗川駅を中心としたまち

○高麗川駅前の利便性向上・東口開設

基本テーマ１－４　既存商業地の活性化（商業系土地利用方針）

方針の考え方

■本市における既存商業地は、駅前通りや住宅地に立地した個人商店が中心の商業地として利用されてきました。しかし、世代交代の問題や大規模店舗などの利用が徐々に高まり、かつて本市を支えてきた商店街の活力が低下しています。今後は、高齢化が加速する社会に備えて、駅周辺などの既存商業地の再生を重視し、日々の生活に必要な商業施設や公共公益施設の集積を図りながら、利便性の高い商業環境を整えます。

方針

①駅周辺への魅力ある商業地の形成

◆各拠点市街地の駅周辺については、地域の中心的な商業機能を確保していくため、新たな商業施設・業務施設の誘導や、既存商店街の活性化などにより魅力ある商業地の形成を目指します。

②各地域の特性に応じた商業地の形成

◆地域に根ざした個人商店や車利用の多い大型店舗および沿道サービス型店舗の立地など各地域における役割や特性に応じて商業地の形成を目指します。

③市街化区域内沿道型商業施設の立地誘導

◆高麗川市街地に立地している県道川越日高線沿道の商業集積地は、市内でも貴重な商業核として維持していきます。また、国道４０７号バイパス線や県道飯能寄居バイパス線など、他の市街化区域内の幹線道路沿道においても沿道サービス型施設の立地など特性を活かした土地利用を誘導します。

④住宅地周辺地域の生活に密着した商業環境の形成

◆高齢社会を見据え、住宅地内やその近隣において、地域の生活に密着した商業環境を形成するため、住宅と商業が近接した土地利用を誘導します。

⑤用途地域の見直しによる新たな商業地の再編成

◆商業地として利用の見込みがあるところについては、周辺環境や土地利用状況に応じた用途地域の見直しを行い、新たな商業地として市民生活の利便性を高める店舗立地を誘導します。

⑥魅力ある商店街へ向けた支援

◆既存商店街については、魅力向上のための振興活動への支援や、高齢者の暮らしを支える宅配などきめ細かなサービスの充実と商工会との連携により、地域に根ざした商業地を創出します。

◆商業地におけるオープンスペースの確保や建物用途などについて、地区計画制度などにより誘導を図ります。

《市民の声》

★まちづくり市民会議提言

○買物など暮らしていく上で必要な環境を整える必要がある

★市民アンケート意見

○買物がしやすいまち　　○近くに商店がないため将来の高齢時に心配

○飲食店・レストランの充実　○市の中心に娯楽文化施設があると良い

基本テーマ 1-5　圏央道を活かした企業誘致の推進（工業系土地利用方針）

方針の考え方

■本市の工業系土地利用については、既存企業の安定した活動を支援するとともに、圏央道や国道４０７号バイパスなどの整備効果を活かした企業誘致を推進します。

方針

①周辺環境にやさしく効率的な工業系土地利用の推進

◆本市の基幹産業の中心的な役割を果たしている高麗川市街地内の工業系地域については、更に有効に土地利用を進めるため、用途混在の解消などを含めて効率的な土地利用を推進します。

◆工業系地域については、住環境や自然環境などの周辺環境に配慮し、地区計画制度などにより土地利用を誘導しながら、企業活動を支援します。

◆市街化調整区域の工業系地域については、周辺環境との調和に配慮し、環境負荷の少ない製造業や流通業などの業種に限定した企業誘致を進めます。

②圏央道を活かした工業系市街地の充実

◆圏央道などの整備効果を活かした土地利用を推進するため、周辺環境との調和に配慮し、かつ基盤整備の充実を図りながら、新たな工業系市街地の拡大を図ります。

鳥引沢・田木地内の工業系土地利用

旭ヶ丘地内の工業系土地利用

《市民の声》

★まちづくり市民会議提言

○企業立地や住宅地開発は周辺環境に配慮し、計画的な誘導を図る

○工業地の緑化をはじめ、周辺環境への配慮を図る

★市民アンケート意見

○宅地・農地・工業地の住み分け　○企業誘致により税収増　○主婦が内職できる企業誘致

○工業団地等の企業誘致を積極的に進める

基本テーマ１－６　雇用の場の確保（工業系土地利用方針）

方針の考え方

■市が発展を続けるためには、景気に左右されにくい多業種の企業、産業構造の変化に的確に対応できる企業などを支援・誘致していく必要があります。
若者から高齢者、障がい者の方が、生き生きと働ける・活躍できる雇用の場を確保し、経済活力の維持強化を図ります。

方針

①市内産業の活性化

◆雇用を拡大するためには、既存企業の業務拡大を支援するほか、新たな産業の導入を支援することも重要です。成長が見込まれる環境・健康・福祉・情報通信などの新たな分野の産業導入を促進します。

②若者に魅力のある企業誘致

◆若者に魅力ある働く場を創出することは、少子高齢化社会におけるまちづくりにおいても重要な要素のひとつです。そのため、今後も効率的な土地利用や工業系土地利用区域の拡大などにより、新たな企業誘致を推進します。

《市民の声》

★まちづくり市民会議提言

○企業立地や住宅地開発は周辺環境に配慮し、計画的な誘導を図る

★市民アンケート意見

○若者が地元に定着出来るよう働ける場を増やして欲しい

基本テーマ 1-7　身近な農業生産場所の確保（農業系土地利用方針）

方針の考え方

■地球規模で食糧危機が懸念されている今日、身近な食料の生産場所として市街地周辺に広がる優良な農地を保全していくことが重要です。本市においても、作物の生産とともに、暮らしに恵みをもたらす大切な空間として、農地の保全・活用を図ります。

方針

①地域色のある農業振興と優良農地の保全

◆市内の貴重な財産である優良農地については、無秩序な開発から守るため、計画的に農用地区域として保全し、農地の利用集積により生産性の向上を図ります。また、土地改良事業により整備された農地においては、効率的な農業を推進します。

◆首都圏近郊という市場への近接性を活かして、くり・うどなどの特産品の開発など、地域色のある農業振興を図ります。

◆グリーンツーリズムなどの観光施策とあわせた事業や、市民参加型の事業を推進します。

②市街地内農地の管理

◆市街地内のオープンスペースとして通気性や防災性の機能を確保するため、生産緑地などの農地の適切な管理を促進します。

③農業経営者の営農環境の充実と拡大

◆組織強化や集団育成その他の農業経営に対する支援を推進します。

◆農業経営者の増加施策として、新規就農者や担い手の掘り起こしとともに、農業塾の開催など農業技術の習得を支援しながら後継者の育成を推進します。

◆小規模な兼業農家、健康増進や生きがいを目的とした農家、土地持ち非農家などを対象として、農地の流動的利用を促進します。

④遊休農地の積極的な活用

◆遊休農地については、市民農園やレクリエーション、生涯学習の場として期待できる摘み取り農園や体験農園などの設置により、積極的な活用を推進します。

⑤地元農産物の消費率の向上

◆農業経営の安定化に向けて、既存直売所の充実や地元大型ショッピングセンターにおける地場産コーナーの設置協力依頼など地元農産物の販売についての支援を図ります。

◆観光地や駅前などにおける来訪者を対象とした小規模な共同直売所、食堂などでの販売機会の拡大について支援します。

猿田地内の日高中央直売所

《市民の声》

★まちづくり市民会議提言

○住宅と農地が調和した土地利用の維持、農地の活用整備を図る

○市内に広がる里山や田園地帯の維持保全を農業との共存を図りつつ進める

★市民アンケート意見

○宅地・農地・工業地の住み分け　○地元農産物の地元普及率の向上　○遊休農地の市民農園化

○宅地化により農地の減少が心配　○休耕田については、早めの活用が必要

土地利用方針図

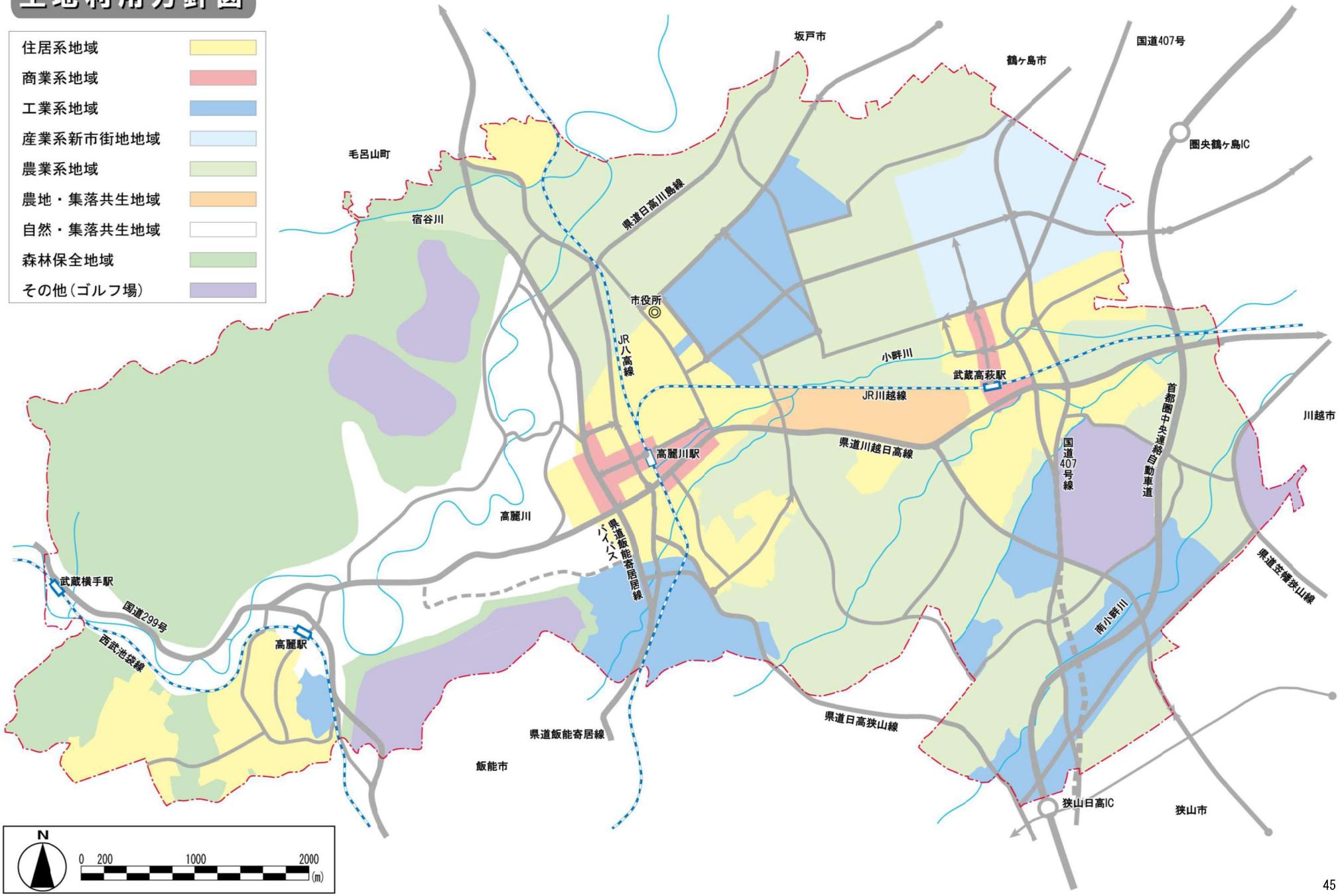
住居系地域
商業系地域
工業系地域
産業系新市街地地域
農業系地域
農地・集落共生地域
自然・集落共生地域
森林保全地域
その他（ゴルフ場）
坂戸市
鶴ヶ島市
国道407号
圏央鶴ヶ島IC
毛呂山町
宿谷川
県道日高川島線
市役所
JR八高線
小畔川
武蔵高萩駅
JR川越線
川越市
高麗川駅
県道川越日高線
国道407号線
首都圏中央連絡自動車道
高麗川
県道飯能寄居線バイパス
武蔵横手駅
国道299号
西武池袋線
高麗駅
県道笠幡狭山線
南小畔川
県道飯能寄居線
県道日高狭山線
飯能市
狭山日高IC
狭山市
N
0
200
1000
2000
(m)

施策フレーム２　『道路・交通（公共公益施設）の方針』

道路や鉄道、バスなどの交通機関は、日常生活や地域の経済活動などの都市活動を円滑に行うための最も根幹的な都市機能です。

ここでは、だれもが安心して快適に利用できる道路・交通網の整備を図るため、次の３つの基本テーマにより方針を定め、施策・事業を進めていきます。

【まちづくりの基本テーマ】

２－１　効率的な道路空間の活用（ⅰ-3）
２－２　利用しやすい公共交通・公共公益施設の確保（ⅱ-1）
２－３　健康的な生活を支えるための施設整備（ⅱ-4）

※まちづくりの基本テーマの右側に記載している記号（例（ⅰ-3））は、まちづくりの方針（P.23～25）に対応する箇所を示しています。

基本テーマ２－１　効率的な道路空間の活用（道路ネットワークの整備方針）

方針の考え方

■拠点市街地を結ぶ道路ネットワークの構築

道路は、自動車・自転車・歩行者のための交通施設として、また、上下水道・ガスをはじめとするライフラインの収容機能など、多面的な役割を果たしています。これからは、生活の利便性や緊急時の輸送機能の確保などとともに、拠点集約型都市構造へ向け、拠点間を結び、都市の骨格となる道路ネットワークの構築を図ります。

■既存ストックを活用した計画的な道路整備

今後の道路事業に際しては、少子高齢化や財政計画上の必要性・緊急性などの社会情勢を踏まえ、効果的かつ効率的な取り組みが求められています。そのため、既に供用が開始されている道路などの既存ストックを有効活用し、道路整備を計画的に進めます。

■安全で快適な歩行者・自転車利用者の環境整備

歩行者・自転車交通は、日常生活とともに省エネ、交通環境改善、健康増進、レクリエーション・観光などの観点から、重要な移動手段です。そのため、歩行者・自転車利用者のだれもが安全で快適に利用しやすい環境整備を図ります。

既存ストックを活かした幹線道路網の確立

◇広域幹線道路の整備

・隣接都市との圏域発展の基盤づくりにおいて、人・物・情報の流れをスムーズにすることや、市街地内への不要な通過交通を処理するため、都市計画道路を中心とした主要な国県道を広域幹線道路と位置づけ、整備改善を促進します。

○国道 407 号（都市計画道路国道 407 号バイパス線）○国道 299 号
○県道川越日高線（都市計画道路高萩猿田線）
○県道飯能寄居線バイパス（都市計画道路上鹿山山根線）　など

国道４０７号バイパス

県道川越日高線

◇幹線道路の整備

・３つの市街地を結び、市内の円滑な移動と都市の一体性の確保を図るため、都市計画道路を中心とした県道や市道を幹線道路と位置づけ、整備改善を図ります。

○県道日高狭山線バイパス　○県道日高川島線　○県道笠幡狭山線
○都市計画道路高麗川駅東口通線　○都市計画道路鹿山南平沢線
○都市計画道路高萩駅前通線　○都市計画道路高萩駅北通線
○都市計画道路日高鶴ヶ島線　○都市計画道路南平沢田波目線
○都市計画道路日高川越鶴ヶ島線　○都市計画道路日高智光山線
○市道幹線 17 号　○市道幹線 18 号　など

◇補助幹線道路の整備

・幹線道路相互の連結や補完機能の確保、また、地域の生活を支え、まちの骨格を形成するため、都市計画道路を中心とした市道を補助幹線道路と位置づけ、整備改善を図ります。

○都市計画道路鹿山田波目線　○都市計画道路高萩日高団地線
○都市計画道路別所通線　○都市計画道路旭ヶ丘南通線
○市道幹線６号（市役所通り）　○市道幹線２号（カワセミ街道）
○市道幹線 10 号（高校通り）　○市道幹線８号　○市道幹線 33 号
○市道幹線 34 号　○市道幹線 59 号　○市道幹線 70 号（旧国道 407 号）など

交通需要の変化、社会情勢に対応した都市計画道路の見直し

◇都市計画道路の見直し

・将来的な交通需要を検証し、必要に応じて都市計画道路を見直します。

都市の一体性と地域間交流・連携のための道路ネットワークの充実

◇圏央道アクセス道路の整備

・企業活動など市内の社会経済活動の効率性や市民の利便性を高めるため、行政界に隣接している２つの圏央道インターチェンジへのアクセス道路の整備改善を図ります。

○国道 407 号（都市計画道路国道 407 号バイパス線）
○都市計画道路日高川越鶴ヶ島線　○都市計画道路日高智光山線
○都市計画道路日高鶴ヶ島線　○市道幹線 17 号
○市道幹線 18 号　○市道幹線 70 号　など

身近な生活道路の改善

◇安全な生活道路の整備

・住宅地や集落地の身近な生活道路については、安全で快適な生活環境の維持・向上を目指して、道路の拡幅改良や建築時などの後退道路制度により、狭あい道路の解消を図ります。また、通過交通を排除した道路づくりを行います。

◇橋りょうの適切な管理・更新

・橋りょうの安全性を維持するため、定期的な点検など適切な維持管理を行います。
・今後の道路整備や河川改修にあわせて、橋りょうの整備を推進します。

歩行者や自転車利用者の安全性確保

◇通学路など幹線道路における歩行者の安全性確保

・駅周辺や小中学校の通学路など、歩行者の利用度の高い幹線道路においては、歩車道の分離など、施設の充実を図り、歩行者の安全性を確保します。

◇安全な自転車道ネットワークの整備

・地球温暖化対策や健康増進に効果を期待できる自転車利用により、市内を安全に巡ることができるネットワークを創出するための手法を検討します。

基本テーマ2－2　利用しやすい公共交通･公共公益施設の確保

方針の考え方

■人と環境にやさしく便利に市内を移動できる交通ネットワークの形成とともに、ＣＯ２削減など環境負荷の少ない公共機関の利用を促進します。また、だれもが利用しやすい公共公益施設の確保を目指します。

方針

①鉄道

■鉄道の複線化や本数増設の促進

・鉄道の利便性向上を図るため、複線化やダイヤの本数、市内各駅から都心への直通運転の増設を関係機関へ要請します。

ＪＲ川越線

②バス

■バス路線の見直しや本数増設などの促進

・市民にとって身近な交通機関である路線バスについては、まちづくりにおける利用者ニーズや高齢社会への対応を考慮し、市内および広域バス路線・停留所の見直しや本数の増設など関係機関へ要請していきます。

・市内バス路線の確保については、利用者の多様性を組み合わせることにより利用頻度を高める必要があるため、市内の観光拠点や市役所などの公共公益施設を経由する路線の設定を関係機関へ要請していきます。

③公共交通・公共公益施設のバリアフリー化の推進

・市内の公共交通や公共公益施設については、高齢者や障がい者が安全で安心して利用できるバリアフリーの考え方、そして、すべての人が利用しやすいというユニバーサルデザインの考え方に配慮して、施設の整備を促進していきます。

高麗川駅構内のバリアフリー施設
（多機能トイレ・エレベータ）

高麗川駅構内のバリアフリー施設（跨線橋）

④高麗川駅駅舎の橋上化・自由通路の整備・東口の開設

・高麗川駅東口周辺の整備にあわせ、本市の玄関口にふさわしい施設として高麗川駅駅舎の橋上化・自由通路の整備・東口の開設とバリアフリー化を促進します。

⑤駅周辺などの駐車場・駐輪場整備

・駅周辺の空き地などを効率的に利用し、需要に応じて駐輪場の整備を行います。また、鉄道へ自転車を持ち込める環境整備の要望や観光施策と連携したレンタサイクルの導入を検討します。

・自動車から乗り換えて鉄道を利用する人のため、駅周辺の駐車場の整備を促進します。

⑥病院・診療所の充実

・不足している地域における耳鼻科・眼科・小児科など専門的な医療機関の誘致や全ての市民が「かかりつけ医」を持てるように、病院・診療所の充実に努めます。

⑦民間事業者との効率的な連携

・各民間施設の送迎バス車両の使われない時間帯を活用した公共交通サービスの導入を検討します。

・公共交通が不足している地域や移動困難者のための交通手段として、デマンド交通を検討します。

《市民の声》

★まちづくり市民会議提言

【道路・歩道】
〇地域の利便向上のため、都市計画道路等を早期に整備する
〇住宅地内の狭あい道路の改善や街灯等の防犯対策を図る
〇安心・安全のため狭あい道路の改善や生活道路の補修整備が必要
〇だれもが安全・安心して利用できるように、施設整備（道路等の公共施設）の充実を図る必要がある
〇観光施策とあわせた道路整備や歩道、休憩所等を整備する

【公共交通・公共公益施設】
〇地域の利便向上と環境に配慮するため、公共交通の充実を図る
〇バリアフリー整備など、誰もが安全・安心な公共空間の整備を行う
〇市役所等主要施設を結ぶ高齢者等も利用しやすいバスなどの交通機関の充実

★市民アンケート意見

【道路】
〇土地区画整理事業の早期完了　〇都市計画道路や幹線道路の整備
〇武蔵高萩駅北側の駅前道路の整備を行い、企業誘致を進める
〇巾着田渋滞対策など幹線道路整備　〇生活道路の整備

【歩道・自転車道】
〇通学路など安全な歩道を確保　〇幹線道路には十分なスペースの歩道を確保
〇歩道の整備された道路を中央、駅、学校周辺につなげる
〇高齢者・障がい者が快適に住める歩道等施設のバリアフリー
〇サイクリングロードの整備

【公共交通】
〇横手台地区のバス・公共公益施設の整備
〇市内企業マイカー通勤削減のためのバス路線
〇バス・鉄道の充実　〇都内へのアクセスが悪い　〇高麗川駅東口の開設
〇電車の本数、乗り継ぎ改善

【公共公益施設】
〇緑豊かで公共施設の整ったまち　〇医療機関の充実　〇駐車場、駐輪場の整備

基本テーマ2－3　健康的な生活を支えるための施設整備

方針の考え方

■日常において適度な運動を行える環境をつくるため、市民が健康的な生活とコミュニティを享受することを支援する施設を整備します。

方針

①ウォーキングルートの整備

・市民が日常的に快適に利用できるウォーキングルートの整備を図ります。

②安全・快適なサイクリングルートの整備

・レジャーや健康づくりを目的としたサイクリング利用者の視点に立って、市内において安全に利用できるサイクリングルートを検討します。

③健康に配慮した公園・広場の整備

・市民の健康的な生活を配慮し、公園や広場などにおいて、軽運動ができる健康遊具や多くの市民が様々に利用できる多目的広場などの整備を図ります。

④スポーツ施設の機能および維持管理の充実

・多くの市民が集い、スポーツやレクリエーションにより健康とコミュニティを育むための交流拠点として、ひだかアリーナや日高総合公園などの運動施設の機能および維持管理の充実を図ります。

文化体育館「ひだかアリーナ」

日高総合公園

道路方針図

都市計画道路

未整備路線（一部整備含む）	①	（都）上鹿山山根線	⑨	（都）別所通線
	②	（都）南平沢田波目線	⑩	（都）高萩日高団地線
	③	（都）日高鶴ヶ島線	⑪	（都）日高川越鶴ヶ島線
	④	（都）鹿山南平沢線	⑫	（都）高萩駅北通線
	⑤	（都）鹿山田波目線	⑬	（都）高萩駅前通線
	⑥	（都）高麗川駅東口通線	⑭	（都）日高智光山線
	⑦	（都）高萩猿田線	⑮	（都）国道407号バイパス線
	⑧	（都）旭ヶ丘南通線		
整備済路線	⑯	（都）原宿旭ヶ丘線	⑲	（都）高麗川中央通線
	⑰	（都）新堀通線	⑳	（都）上鹿山下鹿山線
	⑱	（都）高麗川駅前通線	㉑	（都）首都圏中央連絡自動車道

幹線道路網

- 広域幹線道路
- 広域幹線道路（構想路線）
- 幹線道路
- 幹線道路（構想路線）
- 補助幹線道路
- 補助幹線道路（構想路線）

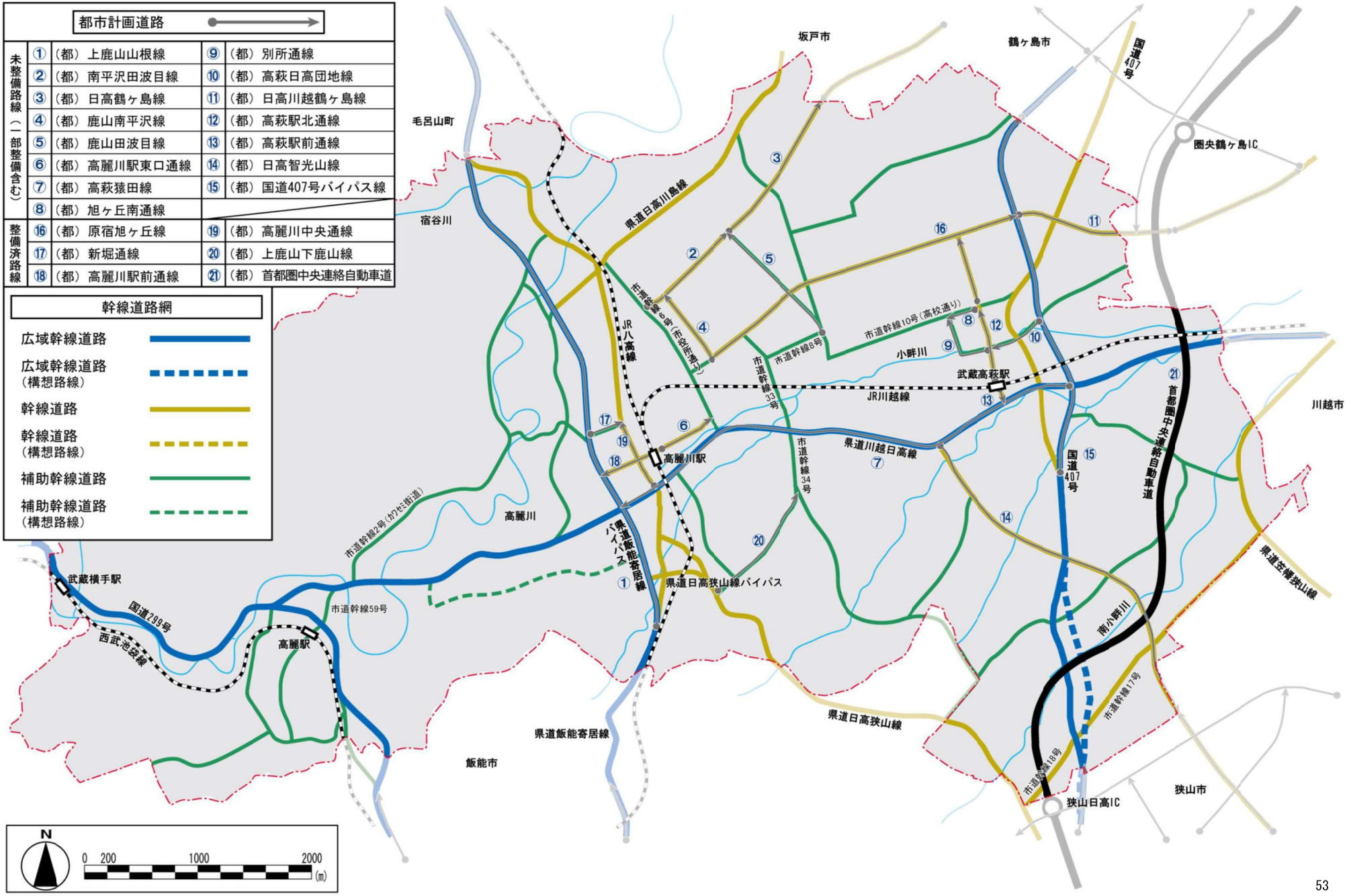

施策フレーム３　『上下水道その他施設の方針』

上下水道などの施設は、日常生活における利便性や衛生環境の向上、また、河川の水質保全のためにも必要な都市機能です。

ここでは、快適・安全で自然豊かな水辺の環境を保全するため、次の２つの基本テーマにより方針を定め、施策・事業を進めていきます。

【まちづくりの基本テーマ】

３－１　衛生的な生活環境づくり（ⅱ-5）

３－２　河川環境保全のための汚水浄化施設の充実（ⅴ-6）

※まちづくりの基本テーマの右側に記載している記号（例（**ⅱ-5**））は、まちづくりの方針（P.23～25）に対応する箇所を示しています。

基本テーマ３－１　衛生的な生活環境づくり

方針の考え方

■だれもが安全で健康的な生活が送れるように、安定した上下水道施設の確保や計画的な廃棄物処理施設・手段の確保により、衛生的で快適な生活環境づくりを推進します。

方針

①公共下水道整備済地域の宅地内接続工事の促進と継続的なサービスの提供

◆下水道は、豊かさを実感しながら安心して健康的な生活を送るための重要な公共施設です。そのため、継続的に市民サービスが提供できるように、公共下水道整備済地域の宅地内接続工事の促進を図り、効率的な下水道事業を推進します。

②上下水道施設の耐震化・老朽施設の更新

◆上下水道施設については、安定した機能確保と将来の経費節減のため、継続的に維持管理を行うとともに災害に備えた耐震化や老朽化施設の更新を行います。

③合併処理浄化槽の普及促進・維持管理

◆公共下水道が整備されていない区域については、合併処理浄化槽の普及を促進するとともに維持管理の徹底を促します。

合併処理浄化槽（施工前）

合併処理浄化槽（施工中）

④廃棄物処理施設・手段の計画的な確保

◆環境負荷の低減を図るために、資源の有効活用など循環型社会の形成を促進します。

◆民間施設を活用した廃棄物の処理方法など、適切な場所において、計画的かつ継続的に廃棄物を処理するための施設・手段を確保していきます。

⑤ごみの減量化の意識啓発

◆ごみの減量化に対する市民意識向上の啓発を図ります。

基本テーマ３－２　河川環境保全のための汚水浄化施設の充実

方針の考え方

■清流文化都市の象徴である高麗川は、県内でも有数のきれいな水質を誇ります。その他市内を流れる河川を含め、市の貴重な財産として水辺環境を保全するために、下水道や浄化槽など生活排水の浄化施設の充実を図っていきます。

高麗川の清流

巾着田付近の高麗川

方針

①計画的な下水道（汚水）の整備

◆公共用水域として、高麗川をはじめ市内の河川および水路における良好な水質を確保するため、計画的な下水道施設の整備を推進します。

②下水道（汚水）・合併浄化槽の普及促進・維持管理

◆下水道や合併浄化槽の普及を促進するとともに、適正な下水道の維持管理とより確実な合併浄化槽の維持管理の推進により、継続的に河川環境を保全します。

《市民の声》

★まちづくり市民会議提言

○ごみに対する市民意識の向上を図り、減量対策等を検討する必要がある（市）

★市民アンケート意見

○下水道の早期整備　○四反田堀川の環境対策　○河川の水質改善

施策フレーム４　『水と緑との共生方針』

日和田山や高麗川の清流、市内に広がる里山など市民にとってかけがえのない豊かな自然は、人々の心に安らぎや潤いをもたらしています。また、清流に飛ぶカワセミなど、様々な生物の生育空間としても重要な役割を果たしています。

ここでは、これら本市の豊かな自然環境をまちづくりの特色として取り入れ、緑あふれるまちのイメージを理想像とした水と緑との共生を推進していくため、次の６つの基本テーマにより方針を定め、施策・事業を進めていきます。

【まちづくりの基本テーマ】

４－１　豊かな自然環境の保全（ⅴ-4）
４－２　河川環境の保全と水辺にふれあえる環境の充実（ⅴ-3）
４－３　利用しやすい公園づくり（ⅴ-1）
４－４　街なか緑化の推進（ⅴ-2）
４－５　健康的な生活を支えるための施設整備（ⅱ-4）
４－６　低炭素都市づくりへの取り組み（ⅴ-5）

※まちづくりの基本テーマの右側に記載している記号（例（ⅴ-4））は、まちづくりの方針（P.23～25）に対応する箇所を示しています。

「緑の拠点」と「緑のネットワーク」の形成

施策フレーム４『水と緑との共生方針』を推進していくために、歴史文化とのかかわりの深い街路樹や、市民により大切に守り育てられている公園緑地・河川・山林などを「緑の拠点」に位置づけます。

また、それら拠点を結びつける道路・河川・ハイキングコースなどを水と緑を感じふれあいながら移動できる空間として「緑のネットワーク」に位置づけます。

都市計画道路南平沢田波目線の街路樹（緑のネットワーク）

基本テーマ４－１　豊かな自然環境の保全

方針の考え方

■本市の豊かな自然環境は、市民にとってかけがえのない財産です。その大切な財産である自然環境と生態系を大切に守り、育て、次世代に引き継ぐため、豊かな自然環境と調和したまちの実現を目指します。

方針

①良好な自然環境の保全

◆日和田山や高麗川などの山林・水辺に残る良好な自然環境の保全を図ります。
◆県立奥武蔵自然公園の自然環境の適正な保全を図ります。

巾着田から見た日和田山

巾着田曼珠沙華

②山林の適正管理

◆西部に広がる山林については、保水による洪水緩和と渇水緩和機能である水源かん養機能を重視し、適切な管理を促します。

③武蔵野の面影を残す里山・まとまりのある樹林地などの保全

◆主に東部に広がる里山や、まとまりのある樹林地および屋敷林は、今も武蔵野の面影を残し、市民に憩いと安らぎの場を与えていることから、身近で貴重な緑地空間として適切に保全していきます。

④自然を生かした観光・レクリエーション地域の保全・整備

◆四季折々の自然を楽しめる巾着田・高麗川・日和田山などは、自然・生態系を生かした観光・レクリエーション地域として保全・整備を図ります。

⑤ボランティア活動による自然環境の保全

◆「ふるさとの森」である日和田山や市内に点在する里山に残された自然環境をボランティアにより維持していくための環境を整えます。

日和田山でのボランティア活動

⑥子どもたちの学習の場

◆多様な動植物が生息する自然環境の大切さについて、子どもたちの学習、体験の場として市民ボランティアなどと連携した支援を行います。

⑦計画的な自然環境の保全

◆市民の大切な財産である豊かな自然環境を将来にわたって大切に保全していくため、民間の力を活用した各種制度の活用も検討します。

コラム　クレジット販売収益を活用した次世代に引き継ぐ森林づくり

三重県大台町では、J-クレジット制度において、令和２年度分 1,412 トンの CO2 吸収量の認証を受けています。今後順次クレジットの認証手続きを行っていく予定です。このクレジットの販売収益は、その資金がどのように地域振興に役立っているか明らかにするために、「大台町自然との共生基金」に積み立てる事により管理し、自然環境や生活環境の整備保全のほか、地域振興のための資金として活用しています。

オフセット・クレジットの販売収益は、購入企業等の地域貢献の資金と捉え、下記の５つの事業に還元しています。行政、企業、住民の一体的体的な取り組みを進めることで、社会全体の地球温暖化防止対策の促進と、地域雇用の確保や経済の活性化につながっていきます。

●自然環境の整備保全
●集落対策（地域づくり）
●生活環境の整備
●地域の団体や人材育成
●社会貢献活動への協力

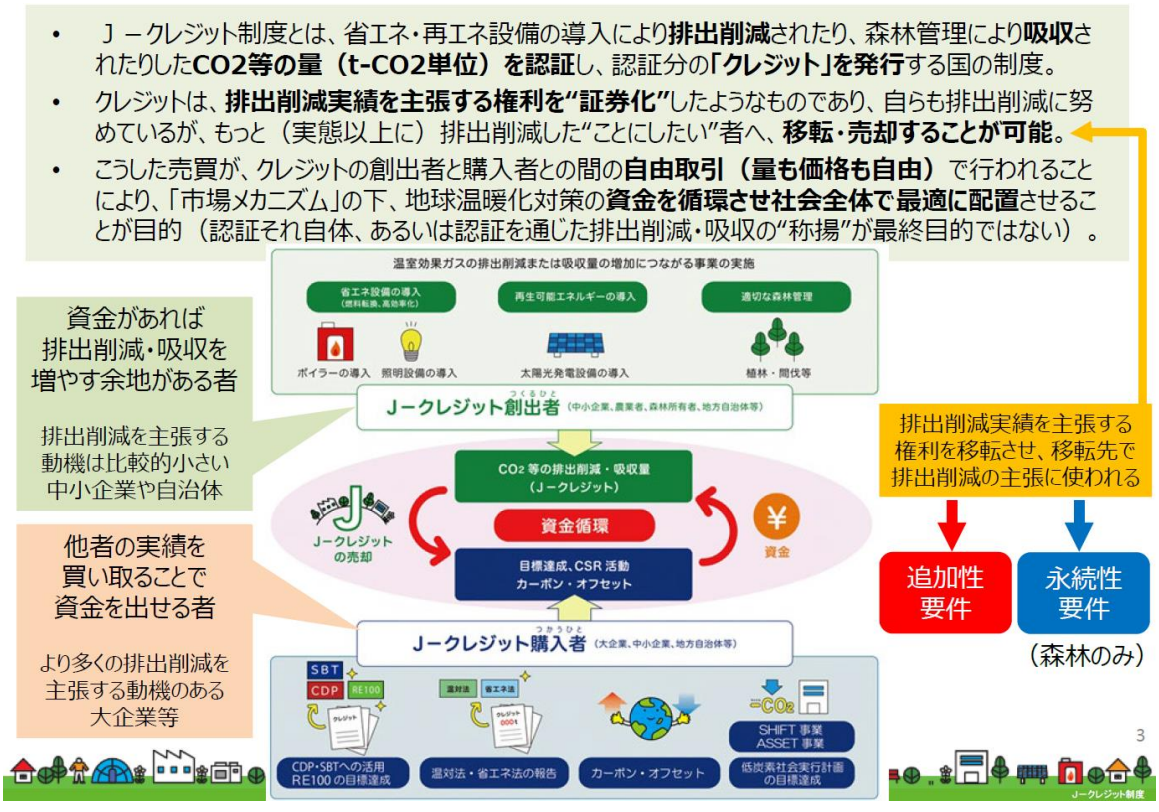

出典：林野庁ホームページ

図　Ｊ－クレジット制度の概要

基本テーマ4－2　河川環境の保全と水辺にふれあえる環境に充実

方針の考え方

■高麗川や小畔川などの市内を流れる河川は、洪水被害の防止などの生活を守る機能や市民の日常生活に潤いをもたらすなど多面的な役割を果たしています。そのため、護岸の構造などについては、周囲の自然や生態環境との調和に配慮しつつ、市民が水辺にふれあえる場を創出しながら河川の整備・活用を図ります。

方針

①治水のための河川整備

◆台風や集中豪雨など、河川の増水による被害を未然に防ぐため、護岸などの河川整備を促進します。

②「水と緑のふれあい軸」と「ふれあいスポット」の整備

◆一級河川高麗川・宿谷川や小畔川などの主要な河川は、「水と緑のふれあい軸」に位置づけ、緑のネットワークを形成します。

◆小畔川などの市民の生活に身近な河川は、親水機能を備えた護岸の整備を図り、日常的に水辺にふれあえる空間を創出します。

◆高麗川については、ハイキングコースや快適に水辺にふれあえる「ふれあいスポット」を設定し、親水機能の整備を促進します。

③協働による保全

◆小畔川などの市街地を流れる河川は、地域との連携を踏まえ、協働により身近な水辺空間を守り育てる環境を整えます。

高萩地内の小畔川

④自然環境の保全

◆カワセミなどの野鳥や水生動植物などの生息空間として貴重な河川について、多自然型川づくりにより、自然環境の保全に努めます。

市の鳥「カワセミ」

⑤水質保全への取り組み

◆公共下水道の普及促進と合併浄化槽の適正な管理により、河川・水路および地下水の水質保全に取り組みます。

基本テーマ4－3　利用しやすい公園づくり

方針の考え方

■子どもの遊び場や散策・市民の交流の場など、市民の多目的な利用を考慮し、誰もが安心して快適に利用しやすい公園をつくります。
■地域の共有財産である公園・緑地は、市民自ら育てる意識の向上により、個性的で親しみの持てる空間づくりを目指します。

方針

①子どもが安心して安全に利用できる公園づくり

◆子どもが安心して遊べる公園となるように、遊具などの公園施設の老朽化などに対応するため、より安全性に配慮した視点による点検を行うとともに、施設の補修・更新の充実により、利用者の安全の確保に努めます。

②市民の憩いの場

◆利用しやすい公園を目指して、四季折々の草花、木々に囲まれた散策路・ベンチなどを工夫し、市民にとって憩いや癒しの空間として整備します。

③防犯対策

◆植栽の剪定方法による死角の排除や公園灯の設置など、防犯に配慮した構造、設備、配置を工夫し、犯罪が発生しにくい公園整備を図ります。

④防災機能の充実

◆緊急時における一時的な避難場所として、公園の防災機能の充実を図ります。

⑤バリアフリー

◆施設や設備などのバリアフリーに配慮し、高齢者や障がい者などだれもが安全で快適に利用しやすい公園整備を図ります。

⑥まちかど広場

◆まちかどにおける短時間の休憩や近所同士が集う身近なコミュニケーションの場としてまちかど広場やポケットパークの整備を図ります。

⑦協働による公園緑地づくり

◆利用者自ら管理することができるように、計画段階からワークショップなどにより地域の意見を踏まえ、公園緑地づくりを行います。
◆市民がより愛着を持ち公園管理ができるように、美化ボランティア制度など協働の仕組みを整えます。

⑧身近な公園緑地の充実

◆市内の公園緑地の多くが住宅開発により整備されており、その他には少ないため、市街地内に均一になるように公園緑地の充実を図ります。

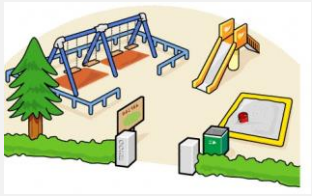

基本テーマ４－４　街なか緑化の推進

方針の考え方

■公園・緑地・道路などの公共施設において積極的に緑化を図ることにより、先導的に市街地の緑化を誘導し、身近に自然とふれあえるまちづくりを進めます。

■市街地においては、公共施設だけでなく、住宅地・商業地・工業地などの敷地、さらには建築物の壁面・屋上などが貴重な緑化スペースとなります。そのため、協働による民有地の緑化を促進することにより、市街地の緑豊かな環境を創出します。

方針

①玄関口である駅前広場への緑化

◆豊富な自然をイメージした駅前景観をつくるため、駅前広場の植栽や駅前通りの街路樹など駅前緑化を推進します。

②協働による幹線道路の植樹帯などの整備

◆道路整備とあわせた植樹帯など、街なかに緑や花で癒される環境を整備します。

③公共施設・観光地における緑化

◆市役所・学校などの公共施設や観光地における緑化を促進します。

日高市役所　市民プラザの桜

高麗の郷　敷地内の緑化

④里親制度など地域ぐるみの緑化の推進

◆公園などの公共施設の緑の管理方法についても、ＮＰＯなどと連携しながら、ボランティアによる里親制度などを推進します。

ボランティアによる県道の植栽管理

⑤地区計画制度や緑化協定などによる宅地緑化の推進

◆地区計画制度や緑化協定などを活用して緑化のルールを定め、住宅地の塀・柵の生垣化や工業地の緑地の保全・創出により、宅地緑化を推進します。

⑥生産緑地の保全

◆市街地における緑のオープンスペースを確保するため、生産緑地の適正な保全に努めます。

⑦農地による緑の保全

◆優良農地の計画的な保全とともに、「遊休農地」の活用方策として、「市民農園」や「観光農園」の開設を促進し、緑の保全を図ります。

基本テーマ4－5　健康的な生活を支えるための施設整備

方針の考え方

■市民一人ひとりがスポーツなどを通じて楽しく健康増進や体力向上を図り、地域コミュニティが活性化するように公園などの施設整備を推進します。

方針

①身近で自然に親しめる公園・緑地

◆だれもが四季折々の草花などの自然に親しみ、散策・ウォーキングを楽しめるよう、市民の健康に寄与する空間としての身近な公園・緑地を創出していきます。

②運動施設の充実

◆市民が様々な形でスポーツやレクリエーションを楽しみ、健康的な生活を送ることができるように、日高総合公園や身近な公園における運動および健康施設の機能と維持管理の充実を図ります。

《市民の声》

★まちづくり市民会議提言

【公園・緑地】
- ○住宅地内に緑地空間の形成や引き込み線跡地の活用など、公園・緑地整備を推進する。
- ○公園の管理など、まちづくりに関する市民活動を推進する。

【河川】
- ○河川沿いに市民の憩いの場、環境学習の場となる自然の河川状態を活かした整備を行う。
- ○小畔川を軸とし、上流から下流を有機的に結びつける。
- ○小畔川水系の最上流域であることに配慮

★市民アンケート意見

【公園・緑地】
- ○近くに公園が少ない　○公園における講習会の実施　○緑豊かな公園
- ○遊具設置など子供が遊べる公園整備　○新たに総合公園並みの公園設置
- ○年齢に関係なく楽しめる公園（例：鶴ヶ島市太田ヶ谷沼公園）
- ○緑豊かな自然環境を壊さないまちづくり

【既存緑地・自然環境】
- ○緑や自然と調和したまち　○畑や森の管理　○開発をすすめるなら、緑地も残すべき
- ○雑木林の協働による管理　○農地の宅地化による緑地の減少危惧
- ○巾着田整備は人為的にしない　○緑・自然環境保全　○自然が減ってきて心配

【低炭素】
- ○環境（CO2 削減）をテーマに入れる

【河川】
- ○四反田堀川の環境対策　○河川の水質改善

基本テーマ４－６　低炭素都市づくりへの取り組み

方針の考え方

■地球規模の環境保全に対する取り組みが展開される中、都市のあり方として、ますます温暖化対策や自然環境との共生の重要性が高まっています。
本市においても、都市における居住や産業経済活動による地球温暖化を抑制し、自然環境への影響を減少させるため、様々な形での低炭素都市づくりへの取り組みを推進します。

方針

①自動車利用の抑制

◆自動車によるＣＯ２排出量削減に向けて、地球環境にやさしい交通手段である鉄道・バスなどの公共交通の利用や、自転車・徒歩による移動を促進します。

②幹線道路の緑化

◆圏央道や国道・県道など道路整備や企業立地などの社会的な進展に伴い、交通量の増加に伴う環境への負荷が懸念されます。そのため、排気ガスなどによる環境への影響に配慮し、幹線道路などの緑化を図ります。

③都市内緑化率の向上

◆都市全体として総合的に緑化施策を推進することにより、都市内緑化率の向上に取り組みます。

④住宅・企業における省エネ対策

◆太陽光・風力などの自然エネルギーの活用やリサイクル燃料による発電など、住宅づくりや企業活動における省エネルギーへの取り組みを促進します。

⑤資源循環型都市づくり

◆公共事業における再生原料の活用などにより、資源循環型都市づくりに取り組みます。

水と緑の方針図

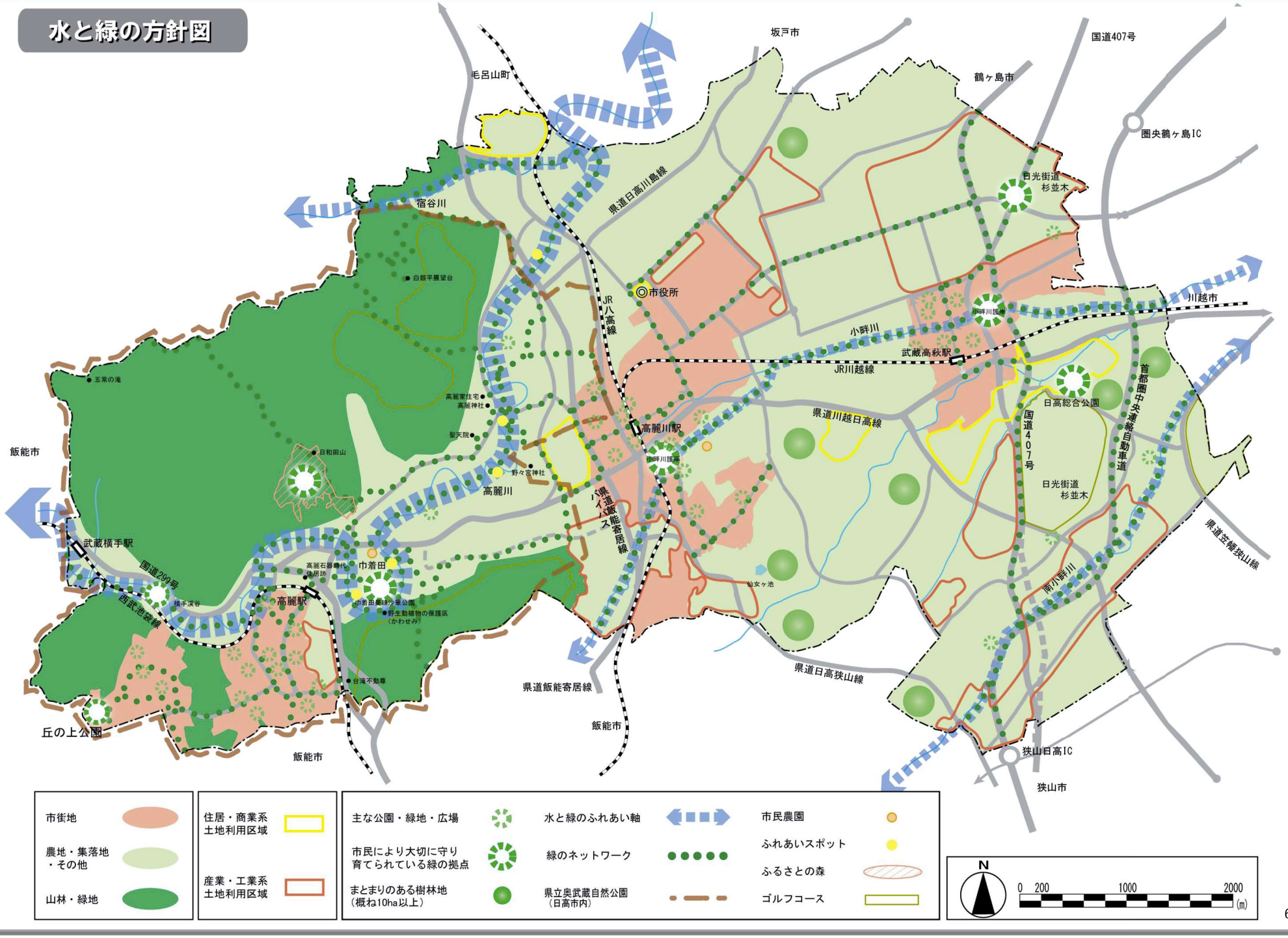
坂戸市
毛呂山町
鶴ヶ島市
国道407号
圏央鶴ヶ島IC
日光街道
杉並木
県道日高川島線
宿谷川
白銀平展望台
市役所
JR八高線
小畔川
武蔵高萩駅
JR川越線
川越市
小畔川護岸
五常の滝
高麗家住宅
高麗神社
聖天院
日和田山
野々宮神社
高麗川駅
県道川越日高線
日高総合公園
国道407号
首都圏中央連絡自動車道
飯能市
高麗川
県道飯能寄居線バイパス
日光街道
杉並木
武蔵横手駅
国道299号
西武池袋線
横手渓谷
高麗石器時代住居跡
巾着田
高麗駅
巾着田曼珠沙華公園
野生動植物の保護区（かわせみ）
仙女ヶ池
南小畔川
県道笠幡狭山線
台滝不動尊
県道飯能寄居線
県道日高狭山線
飯能市
丘の上公園
飯能市
狭山日高IC
狭山市
市街地
農地・集落地・その他
山林・緑地
住居・商業系土地利用区域
産業・工業系土地利用区域
主な公園・緑地・広場
市民により大切に守り育てられている緑の拠点
まとまりのある樹林地（概ね10ha以上）
水と緑のふれあい軸
緑のネットワーク
県立奥武蔵自然公園（日高市内）
市民農園
ふれあいスポット
ふるさとの森
ゴルフコース
N
0
200
1000
2000
(m)

施策フレーム５　『まち景観の形成方針』

景観法の制定を契機に、都市を美しくする機運と期待が高まっています。本市においても、自然・歴史・文化など日高らしい景観資源が多数残されています。

ここでは、その資源を保全・活用し、地域特性を生かした景観を形成していくため、次の２つの基本テーマにより方針を定め、施策・事業を進めていきます。

【まちづくりの基本テーマ】

５－１　自然および歴史的・文化的景観形成（vi-1）

５－２　地域特性を生かした景観形成（vi-2）

※まちづくりの基本テーマの右側に記載している記号（例（**vi-1**））は、まちづくりの方針（P.23～25）に対応する箇所を示しています。

基本テーマ５－１　自然および歴史的・文化的景観形成

方針の考え方

■豊かな自然や歴史文化などの優れた景観資源を市全体の共有財産として守り、育てることにより、親しみやすい個性豊かな景観の形成に努めます。

方針

①まちのシンボルとなる景観の保全

◆武蔵高萩駅駅舎と桜並木、高麗郷古民家などのように、良好な景観を創造していく上で先導的な役割が期待できる景観資源の保全・継承を図ります。

◆景勝地のみならず、日常の何気ない風景を大切にする観点から、地域に根ざす景観の位置づけを検討します。

春の武蔵高萩駅駅前広場（さくら口）

高麗郷古民家

②歴史的・文化的景観の保全

◆高麗神社や日光街道杉並木などの歴史・文化遺産は、かけがえのないものであり、その保全を図ります。また、「歴史・文化ふれあい交流ゾーン」などについても、建築物の高さや意匠など景観に配慮したものに誘導し、歴史・文化を育んだ風景を大切にした景観づくりを進めます。

高麗神社

日光街道杉並木

③緑豊かな自然景観の保全

◆日和田山や巾着田など緑豊かな自然景観を保全します。また、周辺の建築物の規模・色彩などを自然環境と調和したものに誘導し、眺望を大切にした景観の保全・継承を図ります。

④河川景観の保全

◆市内を流れる高麗川や小畔川などの河川とその周辺に広がる緑地は、都市全体にうるおいをもたらす市民の大切な景観資源であることから、河川を中心とした周辺の景観の保全を図っていきます。

⑤里山風景の保全

◆集落や農地と一体となって形成している里山風景の保全を図ります。

《市民の声》

★まちづくり市民会議提言

〇市内に広がる里山や田園地帯の維持保全を農業との共存を図りつつ進める。
〇河川環境の維持や景観形成の向上を図る。
〇工業地の緑化をはじめ、周辺環境への配慮を図る
〇駅周辺や住宅地については、緑化を推進するなど景観形成の向上を図る。

★市民アンケート意見

〇畑など昔の姿を残しつつ利便性を向上
〇高麗の観光資源の活用　〇自然を生かす　〇高麗郡の歴史を生かす
〇古い歴史も大切にしつつ画期的なまち　〇不法投棄の取り締り強化
〇自慢できる自然に優れた環境保全　〇歴史的建造物を大切に守る
〇幹線道路の街路樹　〇住宅の緑化を積極的に進める
〇「昔懐しい…」と言える様な景観の確保　〇看板や建物の規制
〇景観に配慮した巾着田の維持管理

基本テーマ５－２　地域特性を生かした景観形成

方針の考え方

■景観は、そこに暮らす人々の営みの積み重ねにより形成され、地域住民の良好な景観形成に対する意思や努力が具現化されたものです。自然・歴史・文化などを背景に市の地域特性を踏まえ、市民との連携・協働により、個性豊かな街なみ景観の形成を図ります。

方針

①緑が多い街なみの景観の保全と創出

◆豊かな自然環境をまちのデザインとして取り入れ、地区計画制度や建築協定などのルールづくりにより、住宅地や工業地などにおける緑化を推進し、緑が多い街なみ景観の保全および創出を図ります。

②公園など身近な景観スポットの整備

◆街なかにおける身近な景観スポットとして、公園や道路などの公共施設における緑化を積極的に推進します。

③観光ルートにあわせた景観ネットワークの形成

◆地域の住民が住み続けたいと思うだけでなく、市外の方が訪れたいと思うまちづくりを進めるため、観光拠点を結ぶルートにおける景観づくりを行います。

④屋外広告物の規制誘導

◆屋外広告物は、景観を構成する重要な要素です。美しい自然景観を守り、それと調和した都市景観が形成されるよう屋外広告物の規制・誘導により、より良い景観の形成を図ります。

⑤協働による景観形成の促進

◆協働による景観づくりへ向けた市民活動やＮＰＯ活動など地域に根ざした活動を推進・支援していきます。

⑥個性ある住宅地の創出

◆個性ある景観をもった住宅地を創出するため、地区計画制度や建築協定などにより、緑あふれるかき・さくなどを特徴とした街なみへ誘導を図ります。

施策フレーム６　『安心・安全まちづくりの方針』

本市は、幸いにして過去に大きな災害は無いものの、台風や地震などの自然災害や火災に対応するには、地域防災計画とあわせた都市計画を進める必要があります。また、犯罪の起こりにくいまちづくりも重要です。

ここでは、だれもが安心で安全な生活を営めるよう防災体制の充実や犯罪のないまちを目指して、次の２つの基本テーマにより方針を定め、施策・事業を進めていきます。

【まちづくりの基本テーマ】

６－１　災害に備えたまちづくり（ⅱ-6）

６－２　防犯に配慮したまちづくり（ⅱ-7）

※まちづくりの基本テーマの右側に記載している記号（例（**ⅱ-6**））は、まちづくりの方針（P.23～25）に対応する箇所を示しています。

基本テーマ６－１　災害に備えたまちづくり

方針の考え方

■安心で安全なまちづくりを進めるためには、災害時における被害を最小限にとどめるための準備が大切です。避難、救急、消防などの活動が円滑に行えるよう、緊急輸送道路や避難場所の確保とともに、建物の不燃化・耐震化など地区全体の防災環境の充実を目指した総合的なまちづくりを推進します。

方針

①防災拠点となる公共公益施設などの整備、機能充実

◆緊急時の避難場所として指定されている学校や公園などは、耐震化などの防災機能の強化を図り、避難、救援活動時に利用する機材や備蓄物資の充実を図ります。

◆地域の防災性の向上を図るため、防火貯水槽・消火栓等の消防水利・防災無線などの計画的な施設整備を促進します。

②緊急輸送道路や避難路・身近な集合場所の確保

◆都市計画道路など計画的な整備により緊急用の輸送道路や避難路を確保します。また、身近な公園など災害時の一時的な集合場所の確保を図ります。

③ハザードマップの活用

◆阪神・淡路大震災や新潟県中越地震などでの教訓から、大地震発生時の地震の揺れや建築物の倒壊の危険性、避難の仕組みなどを表示したハザードマップを活用し、各家庭における災害時の備えや建築物の耐震化などの意識啓発を推進します。

④防火・準防火地域の指定

◆建ぺい率の高い地域や建築物が密集した地域については、市街地火災による延焼の危険性を低減するため、「防火地域」または「準防火地域」の指定を行い、建築物の不燃化を誘導します。

⑤建築物やライフラインの耐震化

◆大規模な地震に備えて新築時の耐震化を促すとともに、老朽化建築物の耐震診断の支援および必要に応じた改修や建て替えを促進します。

◆より安全なまちづくりを目指して、生垣助成制度により、倒壊の危険性のあるブロック塀から生垣などへの改修を促進します。

◆「上水道・電気・ガスなどのライフラインの震災時における耐震性を確保します。」

⑥公共下水道（雨水）や新たな開発行為など、効率的な雨水処理施設の整備

◆都市に降った雨水を排除し浸水被害を防ぐため、公共下水道（雨水）や既存施設の改良など、効率的な雨水処理施設の整備を図ります。

◆浸水被害の軽減と健全な水循環の環境形成を目的として、新たな開発行為などへの雨水の貯留・調整・浸透施設の設置を促進します。

⑦保水機能を確保するための山林などの適正な管理

◆管理が行われていない山林や原野などは、大雨時の水害を防ぐための保水機能の損失が懸念されることから、管理の支援制度などにより、適正な土地の管理を促進します。

⑧急傾斜地崩壊対策

◆急傾斜地崩壊危険箇所などがけ崩れのおそれのある箇所については、急傾斜地崩壊危険区域の指定や崩壊防止工事などの促進を図ります。

⑨交通災害の防止

◆交通弱者である歩行者や自転車利用者、公共交通利用者の安全確保のために、交通安全施設の整備を促進します。

◆道路については、歩道と車道の分離、街路樹の剪定や道路照明灯の設置による見通しの確保など、施設整備と改善を推進します。

《市民の声》

★市民アンケート意見

○防災、防犯の強化　○安心して住めるまち　○雨水溝の整備　○高齢者の防災対策

基本テーマ６－２　防犯に配慮したまちづくり

方針の考え方

■近年、子どもや高齢者が犯罪に巻き込まれるなど、日常生活を営む身近な場所での犯罪が増加しています。そのため、地域の安全は自分たちで守ろうという気運が高まってきています。

　そこで、道路、公園などは、不特定多数の人々が利用する公共空間であるため、犯罪の防止に配慮した環境の整備を図ります。さらに、市民が安心で安全に暮らせる地域社会の実現に向けて、自主的な防犯活動を促進し、犯罪の起きにくいまちづくりを推進します。

方針

①防犯に配慮した道路づくり

◆道路については、歩道と車道の分離による安全確保、街路樹の下枝の剪定や道路照明灯の設置による見通しの確保など、施設整備と改善を進めます。

②防犯に配慮した公園づくり

◆公園については、植栽や樹木の剪定を定期的に行うほか、遊具などの配置についても見通しの確保に配慮します。また、照明設備の適切な設置など、施設整備と改善を進めます。

③住宅の防犯性の向上

◆住宅の防犯性を向上させるため、建物やかき・さくの構造、設備など、防犯性の高い住宅の普及に努めます。

④子どもの安全の確保

◆子どもを犯罪から守ることに配慮した通学路や子どもの見守り活動が行いやすい環境を整備するとともに、安全マップの作成、防犯教育など子どもの安全教育の充実を図ります。

⑤防犯パトロールなど協働による防犯体制の確立

◆「地域の安全は自分たちが守る」という意識を持った自主的な防犯活動を積極的に推進するため、自治会やＰＴＡ、老人クラブなどによる自主防犯活動への支援を図ります。

《市民の声》

★まちづくり市民会議提言

〇住宅地内の狭あい道路の改善や街灯等の防犯対策を図る

★市民アンケート意見

〇防犯灯の充実　〇駅前交番

施策フレーム7　『福祉のまちづくり方針』

少子高齢化社会を迎え、だれもが暮らしやすいまちづくりに対するニーズがますます高まっています。ここでは、高齢者、障がい者、子どもなどすべての市民が安心して快適に暮らせるとともに、だれもが平等に社会参加できる豊かで住みよいまちの実現を目指し、次の２つの基本テーマにより方針を定め、施策・事業を進めていきます。

【まちづくりの基本テーマ】

７－１　まちづくりと福祉施策との連携（ii-3）

７－２　働きやすい環境整備（ii-2）

※まちづくりの基本テーマの右側に記載している記号（例（**ii-3**））は、まちづくりの方針（P.23～25）に対応する箇所を示しています。

基本テーマ７－１　まちづくりと福祉施策の連携

方針の考え方

■だれもが暮らしやすいまちづくりを実現するため、まちづくりと福祉施策の連携により、高齢者や障がい者などが社会参加しながら生活できる環境を整えます。

方針

①住宅のバリアフリー化

◆高齢者や障がい者の日常生活を支えるため、住宅のバリアフリー化を促進します。

②公共施設のバリアフリー化

◆駅や駅前広場・バス施設・道路・公園・市役所・福祉施設その他の公共施設など、だれもが利用しやすい施設を目指してバリアフリー化を推進します。

③福祉施設の拡充と支援

◆高齢化の進展を踏まえ、デイサービスなどの介護施設の拡充ができるよう支援を行います。

◆保育所や学童保育施設など子育て支援施設の充実を図ります。

④高齢者の経験と知識を生かせる場の創出

◆高齢者の社会活動に対する参加意欲が高まる中、高齢者の活力と豊富な経験や知識を生かすため、社会参加できる場を創出します。

⑤子育ての交流施設の充実

◆子育て家庭が遊びを通して交流し、育児について気軽に相談できる施設の充実を図ります。

⑥福祉に配慮した街なみづくり

◆住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、低い「かき・さく」など隣近所で声のかけやすい地域ぐるみの街なみづくりを推進します。

⑦バリアフリー相談体制の確立

◆バリアフリーに配慮した施設を造る際には、実際に利用する人々にとって真に利用しやすい施設となるように、利用する市民に意見を聞く体制の充実を図ります。

基本テーマ7－2　働きやすい環境整備

方針の考え方

■少子高齢化社会の進展により、地域社会の活力の低下や労働力人口の減少など、経済的な影響が懸念されております。そのため、今後は、仕事と子育てが両立できる環境を整えるとともに、高齢者が生きがいを持って活躍できる場など、すべての市民が働きやすい環境を創出し、活力ある元気なまちを目指します。

方針

①子育てを支援する環境づくり

◆小学生や乳幼児を対象とした保育施設など子育てを支援する施設の充実を図り、安心して働ける環境づくりを進めます。

②シルバー人材センターへの支援

◆多くの高齢者の働く場所として定着しているシルバー人材センターの更なる充実のために支援します。

③障がい者の就労を支援

◆就労を希望する障がい者に対して就労の場や機会を得られるように、就労に必要な知識や能力向上のための訓練、就労機会の確保など、障がい者の就労の定着を図るための支援を行います。

シルバー人材センター

子育て総合支援センター「ぬくぬく」

施策フレーム８　『観光によるまちづくり方針』

巾着田や日和田山、高麗神社・聖天院など、市内には一年を通じて多くの行楽客が訪れる憩いの場があります。

ここでは、豊かな自然や歴史文化など都会には無い魅力を持った観光資源を活用するため、次の２つの基本テーマにより方針を定め、施策・事業を進めていきます。

【まちづくりの基本テーマ】

８－１　自然・歴史環境を活かした観光魅力づくり（iv-1）

８－２　日高市全体を満喫できる観光施設の充実（iv-2）

※まちづくりの基本テーマの右側に記載している記号（例（**iv-1**））は、まちづくりの方針（P.23～25）に対応する箇所を示しています。

基本テーマ８－１　自然・歴史を活かした観光魅力づくり

方針の考え方

■「住みつづけたい、訪れてみたい」と思っていただくことが観光面においても重要な要素です。巾着田などの豊かな自然や高麗神社などの歴史・文化を活かし、市民にとって魅力が感じられ愛着のもてるまちづくりを進めるため、観光施策と連携しながら本市における魅力づくりを推進します。

方針

①特色を活かした観光拠点づくり

◆自然・歴史・文化などの地域特性を活かした観光拠点づくりを進めます。特に拠点周辺においては、建築物の形態や屋外広告物、かき・さくなどについて、地区計画や緑化協定などでルールを設け、観光資源を活かした街なみに誘導を図ります。

②新たな観光施策などの推進

◆体の健康・食の健康・心の健康（癒し）を切り口とした観光プロジェクトの推進を図ります。

◆農業を利用した観光農園や特産物など、新たな観光資源を活用した観光施策の推進を図ります。

◆ボランティアガイドなど、協働による観光のまちづくりを推進します。

③歴史・文化の継承

◆歴史の舞台となった地域の保護や文化の継承を図ることが観光資源の存続につながります。そのため、特に貴重な文化財や伝統などの歴史・文化の継承を図る仕組みの構築を検討します。

④エコツーリズムの推進

◆自然環境の保全や地域の歴史・文化を継承する意識を高めるため、体験して学ぶことを目的としたエコツーリズムの推進を図ります。

秋の巾着田曼珠沙華公園

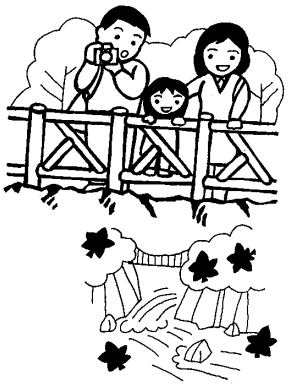

春の聖天院

高麗神社と獅子舞

基本テーマ８－２　日高市全体を満喫できる観光施設の充実

方針の考え方

■日高市の観光資源は、巾着田、高麗神社や小規模な拠点が市内各地に点在しているのが特徴です。特に高麗郷は、うるおいのある散策空間として市民や来訪者にやすらぎをもたらしています。今後は、市内観光拠点の充実に向けて、主に高麗駅と高麗川駅を結ぶふれあい交流軸など、観光拠点をつなぐネットワークを構築し、観光客が安全に楽しみながら回遊できる環境の充実を図ります。

方針

①観光用歩行空間の確保

◆観光客が徒歩で安全に観光地を巡れるように、幹線道路の歩道や小道などの散策空間の整備を図ります。

②観光拠点を結ぶネットワークの整備

◆徒歩では不便な観光地をめぐるための利便性向上や、観光拠点を結ぶネットワークを構築するため、観光シーズンのバス運行や自転車による快適な走行環境の整備を検討します。

③レンタサイクルの検討

◆駅や主要な観光地などにレンタサイクルの拠点を設けるなど、自然環境への影響に配慮した移動手段を検討します。

④身近な観光ルートと拠点施設の充実

◆地域の特徴的な名所や伝統文化など市民にとって身近にふれられる観光地および観光ルートを創造します。

◆観光拠点における休憩場所や観光をＰＲする場所など、だれもが訪れやすく利用しやすいように施設の充実を図ります。

⑤新たな観光交流施設（物産館など）の検討

◆観光客の集客力の向上と広域観光の拠点づくりのため、物産館などの観光交流施設の整備を検討します。

《市民の声》

★まちづくり市民会議提言

○自然・歴史など豊富な観光資源を活かした環境整備の充実を図る

★市民アンケート意見

○自然を生かす　○栗・うどを加工して売り出すなど特産品を作る
○豊かな自然を宣伝し観光につなげる　○様々な観光資源により日高への客を増やす
○道の駅をつくる　○もっと巾着田をアピールする　○豊かな自然の質を変えずに、観光を進める